

令和2年第2回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	令和2年6月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和2年6月8日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和2年6月8日	15時44分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
会議録署名議員	5番	末次 明	6番	栗野 久明		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 川添 紫	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財政課長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税務課長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 議案第22号 基山町自殺対策協議会設置条例の制定について
- 日程第2 議案第23号 基山町税条例等の一部改正について
- 日程第3 議案第24号 基山町手数料条例の一部改正について
- 日程第4 議案第25号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第26号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議案第27号 基山町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第7 同意第3号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第8 同意第4号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 同意第5号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第6号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第7号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第8号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第9号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第10号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第11号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第12号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第13号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第14号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第28号 町道の路線の認定について
- 日程第20 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第21 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第22 議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第30号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第24 議案第31号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第25 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第26 報告第3号 基山町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第27 報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告について
- 日程第28 委員会付託

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る6日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 議案第22号

○議長（品川義則君）

日程第1. 議案第22号 基山町自殺対策協議会設置条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

事前の説明では、まず計画については策定委員会のほうでつくられたということで、令和2年3月につくられた。2年度から6年度までの5年間でこの協議会のほうでいろんなことに対して協議していくということで伺いましたが、まず、予算的に見ますと、1ページでありましたが、年に2回予算を組まれていますけど、こういったタイミングでこれを開くのか、定期的に関開くのか、そこら辺どう考えているのか、お願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

定例の協議会といたしましては、年度末にその年度で行いました町の取組について自己評価を町のほうで行いますので、その自己評価につきまして年度末に協議会のほうで審査を行っていくための定例では行っていきたくて思っております。また、あつてはいけないことですが、自殺者が発生した場合に臨時的に協議会を開く必要があるということであれば、年度途中でも開催を考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

であれば、自殺者がなくても定例的には行うということで理解していいんですかね。

それから、まず自殺者が出た場合、かなりまた協議会のほうの、要するに審議というか、いろんな提案とか意見が出てくると思うんですが、それを審議するためには詳しい原因とか背景とか、自殺に至るものについて詳しく知る必要があると思うんですが、そういった資料

というのは誰が作って、誰が協議会の方にお渡しするのか、どう考えていますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

定例の協議会については年1回を考えております。もし、自殺が発生した場合の状況なんですけれども、あくまでも自殺をされた方が町に事前に相談を——事前に相談というか、相談対応を行っていた方に対しての情報しか町のほうでは得ることができませんので、あくまでも、町に相談をしていたにもかかわらず自殺に至ってしまったということであれば、町の対応が適切であったものか、どういった相談を受けてどういった対応をしていたか、そういったのを担当課のほうで整理いたしまして町の対応が適切だったかどうかというのを審査していただくという形を考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

こういったやつというのは、要は自殺が起きてしまった場合は二度と同様なことでは自殺者を出さないということの予防というか、要するに対策ですね。これが重要になってくると思うんですよね。そうしたときに、その協議会でそういった、要は自殺予防対策も当然話合いの中では重要なファクターと思うんですが、そこを協議するためにはその方がどういったことで、どういった経緯をたどりながら自殺に至ったのかとなると、結構厳しい内容のものまで用意しないと、上っぴらな協議になってしまいはしないかなと思うんですが、そこら辺についてはどう考えていますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

事前の相談の時点でどこまで個人さんがそういった情報を町のほうに御提供いただいているかということにもよるかと思えますけれども、事前にお聞きしていた部分につきましては個人情報観点もありますので、そこまで究明できるかというところはあるかと思えますけれども、そういったところはできる限り情報を得たところの分析を行いながら、専門の委員、専門の知識を持っておられる方をお願いいたしますので、その対応について適切だった

かどうかというところは判断していただくことになると思います。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

議案書のほうでは、第3条で「協議会は、委員12人以内で組織する。」ということで詳しく資料の1ページに内容が書いてありますけれども、予算的には5名の2回となっていますよね。12名以内でしながら、予算は5名。もしかしたら、5名以上になれば予算のまた補正などもされる予定でしょうか。それをまず質問します。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

一応5名というところで予算計上をお願いしているところでございますけれども、委員の中には県の鳥栖保健福祉事務所の職員、あと、警察署、あとは基山中学校の学校の校長先生と報酬を支払わない委員もいらっしゃいますので、そういったところで5名というところで一応計上しているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それから、自殺対策計画書を読ませていただきましたら、基山町のほうはどちらかというところと30歳以降の方の事例が多いように感じました。これから先、どういう方が対象になるかは分かりませんが、資料によると、30歳以降が多いということが分かりましたけれども、そういう中で、この協議会のメンバーを見ますと、子どもというか、青少年になると教育関係者が入っていますので、理解できます。それから、高齢者とかになると社会福祉協議会関係とか、民生児童委員が入っているから分かるんですけど、30、40、50歳の働き盛りの方に対する協議会のメンバー、これはどういうメンバーを考えられて、この中に上げてあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

基山町の自殺対策計画の中身としましては、一応基山町の自殺者の年齢層に対する傾向としまして、高齢者の方が自殺の傾向にあった。また、18歳未満の方々の自殺につきましては国の指導のほうで、こういった18歳未満の自殺者に対する取組については国のほうで全体的に強化していくようにということで計画書のほうには盛り込んでいるところでございます。

中間世代の年齢層につきましては、一応、委員のほうに学識経験者というところで、自殺の相談の支援団体等、NPOの団体が佐賀市のほうにあると聞いておりますので、そちらのほうの職員に委員をお願いいたしまして、そういった全体的なところで審査いただこうと思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私は、自殺対策協議会設置条例の制定について全くもって考えられないことです。

自殺対策協議会設置条例、これがそもそも条例事項なのかどうか、地方自治法第138条の4第3項でこれは設置しなければならない附属機関というふうな福祉課長の説明だったけど、全くこれはそこじゃなくて、これはあくまでも町長が執行する事務の協議会であって、これを条例制定するという根拠、これは全く考えられません。そもそも法第138条の4第3項に規定する附属機関としてこの設置条例の制定が必要であるというのは、何の根拠に基づいて条例提案されていますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

地方自治法第138条の4第3項に、審査、諮問、調査等を行うための機関を条例で定めなければならないと規定されておりますので、こちら条例設置の協議会としております。また、先ほど言われましたけれども、単に各委員さんの意見や助言を聴く場を設けるのであれば、条例設置じゃなくて要綱設置の協議会として設置すればいいと私どもも判断いたしますけれども、今回の協議会のほうでは地方自治法に基づく附属機関という組織におきまして、特に人の命に関わる問題や事業の取組について審査、協議していただきまして、専門的立場の委員として知見を求めることをお願いいたしますので、条例設置の協議会とさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ただいまの福祉課長の回答、全く訳の分からない発言だと思います。

そもそも第138条の4第3項ではこう書いてありますよ。町長の諮問に応じ、調査、研究、審議機関では協議する。町長から諮問があつてそれに答申する、それだけ重要な政策決定の段階における附属機関の場合は条例制定しなさいと規定してあるんですよ。これを、自殺対策協議会を条例制定すれば、今まで100ぐらい基山町の例規集に要綱が載っています。あれも全部条例に替えるんですか。

こういうことを私があえて言っているのは、こういう協議会の協議する機関を議会の関与を受けて条例で設置する必要はないと、これはあくまでも町長の意思決定のみで制定する要綱として地域における課題、問題等について迅速に協議してすべき事案なんですよ。これを設置条例でつくれば、今から幾つでもそうなりますよ、今の福祉課長の答弁では。法令審査委員会の委員長である副町長、この法令審査委員会でこの辺の討議はどういうふうになされましたか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

地方自治法第138条の4に規定しております附属機関については、地方公共団体は、審査会、審議会、それから調査会、その他の調停、審査、諮問、調査を行うときは条例、法令で定めて附属機関を設置するということになります。ですから、命に関わる自殺対策計画については、執行機関として執行状況とか対策とか、そういうものをこの中で協議してもらわけです。調査、審査をしてもらうということは、条例で定めなければならないということになります。

この附属機関というのは、条例で定めれば法的な組織となります。ですから、地方公務員でいえば、特別職の地方公務員となります。その分だけ法律としての担保があるわけですから、そこから出す意見、提言とか、そういうものは意味を持つわけですよ。ですから、それが重要な意見となります。

これは附属機関じゃなし要綱で定めるというのもいっぱいあります。庁内の職員だけで構

成するものとか、町長の私的諮問とか、そういうものは要綱で定めても構いません。ただし、それは単なる指示になります。法的な根拠を持たない指示になりますので、それは単なる助言とかどう思っているかとか、そういう意見を聴くだけの場になります。これは附属機関としての法的立場をきちんと指して意見をちゃんといただくということで、地方自治法第138条の4の附属機関とすべきというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

副町長の答弁と私は全く違います。

そもそも、先ほど言われましたように、基山町特別職報酬審議会設置条例、この審議会設置条例とここでいう自殺対策協議会設置条例、根本的に違うんですよ。なぜ違うかという、基山町の特別職の報酬をどうしようとか、重要な施策を町長が諮問して、それに対して協議会、審議会が審議して、それに対して答申を出して特別職報酬審議会と、重要な機関なんです。それは法律上に定められた条例設置事項とかはあります。

しかし、私から言うと、こういう自殺対策計画を協議するための機関を条例制定すると、今、福祉課長、各課長、協議会運営要綱、協議会要綱をつくっていますよね。それもほとんど要綱なんです。それを条例で定めるというのは、地方自治法に定めなさいというふうに書いてあるからされてある。しかし、書いてなくても重要なことについては審議会条例が必要なんです。しかし、こういう町長自らの権限で臨機応変に自殺対策をする協議会というのは、町長の専権事項ですよ。それをあえて、私が言うとは反対ですよ、本当は反対を言わないとばってん、それを町長が堂々この審議会設置条例を条例提案されたこと、3回目ですから、また委員会でやりますけど、町長はそれでいいということですね。お願いします、町長御発言。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私が副町長時代、法令審査委員会をやっていたんですけども、基山町のものはほとんど条例化されていなかったですね。こういうのが協議会類がほとんど要綱で終わっているような話が多かったので、基本を言えば、これは多くのものは条例制定をしなければいけないと

いう認識をしておりましたので、私自身はその時代にそういう認識をしておりましたので、今回、福祉課からこの自殺のものが上がってきたときに、これは条例じゃなくて普通の要綱でいいんじゃないかみたいな話は一切していないところでございます。条例でこれを定めて何も問題はないというふうに理解しております。

○議長（品川義則君）

ほかに。酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

今、町長も申し上げましたけど、この附属機関としての条例で定めるか、要綱で定めるかというのは庁舎の中でもいろんな議論をしまして、これにつきましては、私が総務課長時代に見直しを行いました。条例で定めているもの、要綱で定めているもの、これはいろいろ担当者によって、要綱のほうが簡単ですから、今、鳥飼議員が言われるように反対を言っているんじゃないかという意見ですけど、本当は条例でつくるべきなんですよね。

連絡協議会とか、それから庁舎内で作る担当者会議とか、そういうものは要綱でいいと思うんですよ。ただ、外部の人が、町民の方がわざわざこの協議会に入ってもらって議論をして町長に対して意見、提言を申し上げるということは、これは法的立場をきちんとして協議するというふうになっていますし、地方自治法もそういうことで条例で定める、権限を持つてすることについては法律でちゃんと定めなさい、広義でいけば、条例も法律ですので、そういうことで何年か前に私が総務課長時代にもそこは整理しております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

すみません、4度目で。今、副町長と全く合いません。第三者の町民の意見を聴くようなことだから、条例制定。そんなことはありませんよ。第三者の委員会で町長の設置要綱ですることはありますし、問題はそもそも地方自治法第138条の4第3項にある附属機関であるかどうかの決定が、私は絶対なり得ないと思うし、皆さんはなり得ると思う。

これで一番問題なのは、皆さん課長も一緒ですけど、条例制定事項か、規則制定事項か、要綱規定事項かで悩まれると思うんですよ。総務企画課長、それが基山町には政策法制関係の条例すべき事項はどういうもの、規則ですべきはどういうもの、要綱すべき案件はどういうものというマニュアルはありますか。そこがびしゃっと歴然としてあって、それで

職員が同じ考えでもって条例、規則、要綱制定等しないと、担当課長なりのばらばらな考えで条例制定、要綱制定、規則制定がなされていくと非常に不安を持っていますので、なかったら、この法令をどういう基準で条例事項か要綱事項か規則事項か、その辺を審査といえますか、マニュアルをぜひ作成してくださいとお願いしまして、質問を終わります。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

マニュアルそのものを策定しているわけではございませんけれども、基山町附属機関、それから、その他の機関及び内部機関の設置における定義というのは庁内調整会議等の中で確認を行って、その定義については職員に示しておるところでございますし、こういった条例化をする中では、毎回当然、法令審査でも議論した中で決定をいたしておりますので、そういったマニュアルを示していることと変わりないと考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

この計画策定についてですけれども、ここ二、三年は2名程度の自殺者ということで若干減っているように感じられますが、過去10年を見ても自殺者28名ということで、小さな町としては非常に多い件数ではないかなと思っております。その中で、先ほど鳥飼議員も言われましたけれども、要綱等で計画をつくることでもなくて、今後の対策を考えることでもなく——考えることは大事ですし、啓発等も大事なんですけれども、最終的にはやはりこの町内から自殺者を出さないということが目的だと思っております。

そういう部分では、この計画の中に入っております自殺対策コアメンバー会議の開催、自殺発生の危険が高い段階の方を発見した際に緊急的に町内外の関係機関等招集し、対応方法の検討及び支援を図るということで、これは例えば、病後児保育での緊急対応マニュアル等の策定と似ているんですけど、その辺のものがあってこそ、この計画等が生きてくると思います。あわせて、関係機関によるゲートキーパー——これゲートキーパーというのは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応、声かけ、話を聞くようなことで孤立、孤独を防ぎ支援することということでのゲートキーパー養成研修会とかというのを開催する計画だと思っておりますけれども、この辺も民生委員、児童委員とかが対象になってきております。ただで

さえ民生委員、児童委員、非常に忙しい中で対応している中に、またこういった負担業務が増えてくると。これからやっていく中では大変なんじゃないかなと思います。そういう部分で、緊急時における要綱等は非常に大切だと思いますけれども、その辺の策定はどういうふうな考えで、今後つくっていかれる予定でしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

実施計画の要綱までは考えておりませんでしたけれども、自殺対策コアメンバー会議等につきましては開催の方法等のマニュアル等策定していきたいと考えております。

また、ゲートキーパー等の養成研修会につきましては、やはり民生委員、児童委員、高齢者の方々と接する機会が大変多うございますので、区長も含めてですけれども、そういったところでお話をする際の自殺につながる状況にあるような気づきを養っていくというところで研修会を開催していきたいと思っておりますので、また、こちらも研修会の開催日程等、まだ決定しているわけではございませんけれども、そういった講師との調整等を行いながら、開催をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

計画は自殺者をなくすということが究極の目的であるわけですから、そういう意味では、自殺しそうな人がいるような状態に対してどういった対応をしていくかということが、最終的には、それは事前の啓発は大切ですがけれども、実際に亡くなった方も事実いらっしゃるわけですから、そこに対して緊急時にどういう態勢を取るかということが計画の中で一番大切な部分かと思えます。今後はそういう計画をぜひ盛り込んでいただきたいと思いますけど、対応可能ですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

そういった個別の対応につきましては、対応マニュアル等作成いたしまして、早急にそういった対応ができるような体制整備というのは必要になってまいると考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私なりに過去の例と、そして防止、どういうことができるかということ考えたときに、まず、役場が今、包括支援センターとか、いろんところで相談を受けている方が自殺することがないことがまず第1で、第2が、過去に受けていた方、このフォローが非常に難しいんですね。一旦治ったとか改善したということでリリースしてしまうことがございます。そしてまたそういう悪い状態に陥って自殺ということも過去の例を一個一個見ていくとございます。だから、今行政でやらなきゃいけないのは、今の相談者から自殺者が出ないようにきっちりとした体制をつくるということと、過去の相談者をきちんとフォローして、またそういうことが起こりそうな、再発するようなことをなるべく未然に防ぐということ、この2つが重要なことではないかと思っています。全く急に突発的な自殺についての対策というのは、これは非常に難しいというふうに思っておりますので、この2つを協議会を通じてきちっと庁内で対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

私も町内で同級生1人、町外でも2人、計3人、同級生が自殺をしております。そういう経験も間近で見っております。非常に大事な条例だと思いますので、ぜひ今後の対策を十分に御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第22号に対する質疑を終結します。

日程第2 議案第23号

○議長（品川義則君）

日程第2．議案第23号 基山町税条例等の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。中村議員。

○1番（中村絵理君）

こちらの議案第23号の中に2つあります。まず1つ、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡取得の特別控除の創設ということですが、こちら私、低未利用土地等というところをちょっと調べてみましたら、もうちょっと具体的にこちら新しい追加資料をいただいた中に、「ここでいう低未利用土地とは、具体的には、空き地（一定の設備投資を行わずに利用されている土地を含みます。）及び空き家・空き店舗等」とありますが、ここをもうちょっと詳しく説明していただきますように、具体的にどういうものがあるのか。例えば、空き地とおっしゃるけれども、どういう空き地なのか。例えば、森林とか、そういうのもあるみたいなんですけれども、そこを具体的に挙げていただけますでしょうか。

それからもう一つ、いただいた資料の中の6ページ、こちらの「イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への個人住民税に係る寄附金控除の適用」とありますが、これはどういう手順で、最終的に多分確定申告になると思うんですけれども、手続を進めていけば確定申告に至るかまでの説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

まず、低未利用土地等につきましては、資料のほうに記載させていただいておる居住の用、業務の用とか、使用されていないような土地、それについてはある一定の期間使用されていない空き地等が入ります。

「等」というのは、その上に存する権利のほうを加えられているものでございます。例えば、お手元の追加資料の3ページの⑦のほうに、これは農地に関する部分の低未利用土地等が該当するものについて定義されているんですけれども、これは遊休農地、こういったものが具体的な例というふうな形になります。

そしてもう一点が、寄附金の税額特別控除の流れでございましてけれども、まず、令和2年2月1日から令和3年1月31日までにイベントを開催しようとしていた主催者のほうが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止とか延期とかを行った場合に、その入場料金等が発生するわけですが、そのイベントに対して購入していた方が寄附金の控除を受けるためには、次年度の確定申告時に必要な書類等を添付して申告をするわけですが、まず、そういったイベントの主催者のほうが文化庁、スポーツ庁のほうの申請を行って、文

部科学大臣から新型コロナウイルスによって中止になったという認定が必要になります。その認定を受けたものについては文化庁、スポーツ庁のホームページのほうで公表されますので、それに基づいて、その入場券をお持ちになってあった方はその主催者に対して証明書等の交付を請求するような形になります。その証明書を交付申請して、交付を受けたものをもって翌年の確定申告時に寄附金控除として申告すればその対象となるというような流れでございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

今、寺崎税務課長のほうから御説明をいただきましたが、私も本当に、両方複雑なので、まず最初に特別控除の低未利用地、多分行く行くはホームページとか、そういうもので公表されると思うんです、こういうものがありますとか、やりますとか、「広報きやま」とか、そういうのを使ってでもですね。そのときに、例えば、私たちなんかだったら、こちらの説明があった、まず低未利用地ですね、具体的には空き地とか、一定の設備投資を行わずに利用されている土地と言われても、具体的にどれかが分からないんですよ。どちらかというところ、ちゃんと空き店舗とか、工場の跡地とか、耕作放棄地、そういう分類を今回新型コロナの件でも休業要請を出されたところではかなり細かく分類して、いろんなお店の業種を挙げておりました、そういうふうなものも併せて、一般の町民の方も、ああそうやん、うちはこれに該当するんだというのが分かるような、そういう伝達の方法というんですか、説明をしていただけたら、もっと皆さんこの内容がよく分かるのではないかと思います。

それとあわせて、このチケットの払戻しもかなり複雑な面倒くさい手続を、きっと踏まねばならぬんですね。見ていると、最大でも1万円のチケットを払い戻さずに寄附をすることとした場合、最大で4,000円が減税となると。そういう資料がありますけれども、4,000円を払い戻すために、この複雑なホームページ、文化庁かスポーツ庁のホームページに入って申請中のイベントがこれに該当しているかどうかをまず確認する。主催者に払戻しをしない連絡をする。それで2種類の証明書をもらう。それから確定申告を行うというのは、これは結構面倒くさい作業なんですけど、これも併せて皆さんに公表なさる場合は、例えば、直接文化庁のホームページに飛ぶようなリンクを貼っていただくとか、もっと、多分基山には意外

に博多のほうにいろんなところで観劇に行かれたりとか、コンサートに行かれたりする方がいらっしゃるので、そういったものを含めて今後丁寧な御説明を、こういう税制とか、こういう場合はしていただけるとありがたいと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

低未利用土地の譲渡所得に係る特別控除については、この譲渡の期間というのが令和2年7月1日からになっております。今現在、関係課のほうにも通知文書等がまだ下りてきている段階でございますので、その情報が下りてきてからでも町民のほうにホームページ等に分かりやすく掲載していきたいと思っております。

あと、寄附金の税額控除についてですけれども、文化庁、スポーツ庁等のホームページに掲載になっている分は、あくまでも1万円の入場料金の払戻し請求権の例でございます。2,000円を超える額については寄附金控除の対象となりますので、その旨も併せて丁寧な情報周知に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

未婚のひとり親に対する寡婦控除の適用、この件についてお伺いをいたします。

ちょっと私の解釈が間違っておれば、正していただきたいと思うんですが、私はこの件で数年前から基山町で未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用を求めてきました。基山町は先進的にやっていただきました。やっとな税制上の法律がこれに追いついたかなという感じがしております。非常にいいことだなと思っております。

それで、もし分かればですが、これは来年1月1日から実施なんですけど、現在基山町でひとり親家庭の寡婦控除のみなし適用をされている方は何人いらっしゃるのか、そして、今後この法律によって新しく対象となる方、この人数、今ここで答えられないかもしれませんが、後で結構ですので、ぜひ議会のほうに報告をお願いしたいと。もしここで答えられるならば、答えていただきたいんですが。それと、さっき言いました、私の解釈が間違っておれば正していただきたい。どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

今回の寡婦（寡夫）控除をひとり親控除、寡婦控除に見直す規定については、従来から国の税制調査会等でも議論されていたところでございます。これについて昨年にひとり親に対する非課税措置について議会のほうから承認いただいて改正しているところでございますけれども、令和2年度分の寡婦控除を申告されている人数については把握をしておりませんが、令和元年度で寡婦控除の申告をされている方は168名、特別寡婦控除が166名、寡夫を申請されている方は20名でございます。

来年度ひとり親の控除を受けることができる方という数値のほうは把握しておりません。今回の所得制限が設けられたことによって寡婦控除の適用が受けられなくなる方については4名の方というふうになっております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

最初にいただいた資料の4ページの2の所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応という件なんですが、地方税法の幅広い改正の中でなんですけれども、基山町では調査を尽くしても、なお固定資産税の所有者が明らかにならない案件は増えてきておるのでしょうか。それは宅地なのでしょうか、それとも農地や林地なのでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

現在、所有者不明土地等について把握している部分で増えてきている分というのはないと言っていると思います。分からなくなっている多くの部分は非課税土地と、例えば、墓地とか、そういった土地の所有者というのがどうしても、一人も見つけ切れない案件があるかもしれないというところがございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

今現在はそういうふうな案件はないということなんですけれども、実際、現状を見ますと既に空き家等も増えてきて、それを契約等で借りたり、あるいは土地等も所有者がイコール耕作者でないところもだんだん増えてきております。そういう観点から調べると、税の徴収も大事なんですけれども、耕作放棄地とか空き家をなくすということが重要かと思うんですが、実際そういうふうな段階になると、基山町は使用者に通告してというふうなことなんです。現場に行って、例えば、今使用している人に具体的にこういう案件が出れば行って、今度から税がかかりますよということで話をし、了承されれば税金がかかるというふうに思っているわけですか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

今現在、例えば、登記上の所有者の方たちが亡くなった場合は、死亡届にお見えになります。そのときに、その後、納税していただく方の代表者届というのをを出していただいて、現在の所有者というような認識で次年度以降、賦課させていただいているところでございます。

今回の法的な措置の部分の所有みなし課税については、新たに規定されたものなんです。従前は震災等で所有者等が分からない場合、どんなに探索しても、そういったときには固定資産税のみなし課税というものができましたけれども、今回はそうでなくても、調査を尽くしても、なお所有者が把握できない土地に対して、使用者に対して通知をするというふうな形になりますので、この分については十分調査を行った上で、封書等を用いたりしてその方に通知をするような事務の流れを考えております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

あと、土地とか家屋を持ってある方はもう税金がかかるなら、この土地は要らんということで第三者の方にやろうといっても、なかなかもらわれないということがあるんですが、基山町の姿勢として、基山町に土地、家屋、それから農地、林地、寄附するというときには基山町の考え方というのをお聞かせ願いたいんですけど、どういう考えをお持ちなんですか。

か。不動産の寄附に対する考えをお聞かせください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

多岐にわたると思いますので、私のほうでお答えさせていただきますけど、基本的に、町がいただくとするならば、何らかの事業に活用する意味でいただくと思いますので、ただ、何もなしにいただいて管理だけするというのはできませんので、事業に活用できるようなものであるならば、寄附を受けて、その後の事業に活用させていただくと。ただ単に普通財産として、ずっと預かり持つておくだけの寄附というのは考えておりません。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第23号に対する質疑を終結します。

日程第3 議案第24号

○議長（品川義則君）

日程第3. 議案第24号 基山町手数料条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回の改正は、あくまでも通知カードですかね、それが再交付をしないようになったというこの部分なんですけど、それでこの間でも説明はありましたけど、要するにマイナンバーカードを普及させるための取組ということもおっしゃってありました。

それで、今回、要するに特別定額給付金のときにマイナンバーカードで手続きしようとしたときにすごいトラブルがあったということを知りましたし、そのときにすごく支障があったのは、暗証番号等が幾つもあるとか、そんなのもありましたけど、それで、お尋ねしたいのは、要するにマイナンバーカードというのは、たしか5年で有効期限が切れるということでしたよね。その有効期限が切れて、今度更新するときの手数料、要するに再交付手数料というのは、更新するときの手数料も含めた部分で再交付手数料というのは発生するのでしょうか。それとも、紛失したとか、カードが使えないように破損したとか、そういうところの部

分で、ちょっと議案が少し違うかもしれませんが、お尋ねしたいと思いますけど。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

まず、マイナンバーカードの有効期間が切れた場合の再交付の手数料でございますけれども、その場合については無料でございます。ただ、紛失等された場合については再交付の手数料がかかってくることになります。

以上です。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

なかなかマイナンバーカードが普及しない原因は、私、個人的には写真の添付が要る。それから、自分から申請しに行かないかん。そういう手間、特に高齢者なんかは大変なことじゃないかなと思うんですよ。

それで、今後普及するためにはどういう対策を住民課としては講じられるつもりでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

今回の個人番号カードの普及促進につきましてでございます。

今度7月1日号の広報に掲載を予定しているところでございますけれども、今回の通知カードの取扱いも含めたところで、基山町役場の住民課のほうで申請のお手伝い、支援のほうをさせていただきたいというふうに考えております。個人番号カードの申請サポートということで住民課の窓口にありますタブレットの端末を利用して写真撮影及びオンライン申請の補助をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第24号に対する質疑を終結します。

日程第4 議案第25号

○議長（品川義則君）

日程第4．議案第25号 基山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

所管ですけれども、なかなかこれは難しくて分からないというのが実情で、分からない理由は何かという、今回何を一部改正しているのかというのが追加資料を見ても分からないんですよ。それで、これは厚生産業常任委員会の中でも少し出ましたように、もう少し私たちに分かるように、追加資料の6ページを基に基山町は今回の一部改正によって何がどう変わると、例えば、町立保育園がこう変わりますよ、認定こども園はこう変わりますよ、認可外の保育園はこういうふうに変わりますよというのがあれば、それを出してください。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

まずは、今回の条例改正については特定地域型保育事業所になりますので、小規模保育事業所だけの改正になります。

それから、小規模保育事業所の認可に関しましては、協定に関して3つの要件がございます。保育の相談、助言、その他単体での保育を行うことが1点。それから、代替保育、これは以前議会のほうへ上程させていただきましたけれども、代替保育の提供に関すること。今回出させていただいたのが3点目でございます。小規模保育事業所というのはゼロ歳から2歳までの保育の事業所でございますので、3歳以上の保育が確保されておられません。ですので、3歳以上の保育に関することについては確保しなければならないということで協定書を結ばないといけないというふうに従前はなっておりました。

しかし、今回の改正につきましては追加資料のほうに出しておりますけれども、無償化等によって無認可保育事業所等についても無償化の給付の対象となりました。ですので、その無償化等についても、小規模保育事業所等が確保している場合等については、この3項めの

要件については協定を結ばなくてもよいというような例外の規定が来ましたので、そちらのほうを今回の条文に追加させていただいて改正をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長、今お話しになったことを概略版で新しい資料として出していただけますか。

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今言われた部分、基本的に待機児童を解消するためというふうな捉え方でいいんですか。いろいろ結局、施策的なことも言われましたけれども、そうすると、先ほど言われましたように小規模保育に関することで待機児童を解消するために今言われた施策が出てきたという中身でいいんでしょうか。基本的に、この保育事業は基山町にとって、言い方は悪いんですけども、結構スムーズにいつているという部分で、今回出された部分について基山町の教育及び保育事業はここが変わるんだというポイントだけで結構です。そこをもう一度お願いいたします。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

追加資料のほうに記載をしておりますけれども、6ページのほうの中段、基山町については今回の改正についての影響はございません。

といいますのも、協定をきちんと結んで保育事業を行っておりますので、全国的には待機児童解消の施策となり得るものかとは思いますが、基山町については影響はございません。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

結局職員の皆さん方は分かってあるんですね。言葉でばっとしゃべられる。私たち議員としては、その内容が分からない。強いて言えば、議案の18ページ、「家庭的保育事業者等の連携施設確保や保育条件の追加等について対応するため、」、それと16ページの「確保等の見直しに対応するため、」、何に対応するのか、この条例の改正のポイントは何なのかと

というのが、はっきり言って複雑な場合、改正前、改正後、図をもって資料をやるとか、町民代表である議会に対してそういう分かりやすい資料がないと審議されないですよ。はっきり言って、この部分については基山町に該当しないなら該当ないでいいけど、その辺の資料の選択というか、その辺をもうちょっと議会に対して丁寧な説明をしてほしいと思うし、私も先ほどからこども課長がずっとしゃべられていることも分らんけん、分らんけん黙って可決すればいいと言われるかも分かりませんが、ちょっとその辺に私、資料について分かりやすい資料を提出してくださいと思います。言葉では分らんとです。ずらっと6ページに書いてあるばってん、何のことか。改正前は基山町はこういう状態だったと、今後こういうことになりますと図をもって、ほかの課長あたり新旧の図ありますが、そういうことでぜひお願いしますけれども、これについては資料はないとですかね。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

申し訳ありません。その図で説明というのがちょっと私も、どういった図のほうが分かりやすいかというのが分からないので、今回の条例改正は今まで結ばないといけなかった協定が無認可等事業者として持っている場合については結ばなくていいですよというのが追加で入っておりますので、図というのがなじむかどうかというのがちょっと私も分かりかねるところなんですけれども。（発言する者あり）

小規模保育事業所になりますので、ちびはる保育園2園がこちらの該当となります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今までちびはる保育園と連携協定を結んでいたんです。でも、もう結ばなくてよくなった。ただ、うちは結んでいるから別に関係ない。ほかの東京とか福岡はそういう協定が結べないんです。公立保育園がそんなところを相手しないんです。それで、認可外というのは、ちびはる保育園が持っている3歳から以上の認可外のことです。今あるところ保育園の認可外は関係ありません。認可外というのが出てくるから、ところどころ保育園のことを心配されているのかもしれませんが、それは関係ありません。あくまでも、今のところちびはる保育園の2園、ただし、小規模がまた違うところが出てきた場合にはこうなるし、そ

のときは新しい提携を結ばなくていいですよ、新しい小規模が出てきた場合は。ということでもいいですかね。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第25号に対する質疑を終結します。

日程第5 議案第26号

○議長（品川義則君）

日程第5．議案第26号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第26号に対する質疑を終結します。

日程第6 議案第27号

○議長（品川義則君）

日程第6．議案第27号 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回は長期譲渡したときの特例によって国民健康保険の中にちょっと影響するということだと思いますけど、長期譲渡所得というのは今までもずっとあっていますよね。ただ、今回は500万円以下の分に控除が100万円ついて、そういうことが創設された。その部分も今回の国民健康保険税の中に組み込まれて計算されるというのでしょうか、そういうふうに思っているのでしょうか。まずそれを。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

長期譲渡所得の特別控除につきましては、今までもございました。その控除に低未利用地の譲渡をした場合に、長期譲渡所得の特別控除が受けられるということが新たに規定され

ましたので、その規定を基山町の国民健康保険税にも適用するために今回、基山町国民健康保険条例の一部改正を行うものでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それから、低未利用地の長期譲渡は税条例の改正の中にもありましたけど、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの譲渡に限るというふうになっていますよね。

ということは、この国民健康保険税の計算も令和4年12月31日までに譲渡された部分を反映されるというふうに私は思うんですよ。ということで、この条例の一部改正はそのままずっと継続されるんですかね、それとも期限があるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

国民健康保険税の算定の基礎の中にある所得について新たに低未利用土地等の譲渡所得に係る特例の分を新たに規定されたことに基づいて、今回条例改正をさせていただいているところでございます。

この特例を適用させることができるものというのは、令和2年7月1日から令和4年12月31日までに譲渡したものが対象になってきます。その年において譲渡したものについては翌年度申告をしていただくような形になりますので、例えば、令和4年11月に譲渡されたものについては令和5年の確定申告時等で申告をしていただいて、その翌年の国民健康保険税に適用させるというような流れになっております。

この譲渡の期限については、このような期限ではございます。ただ、譲渡所得について延長されるかどうかというのは、現在のところは決まっておりません。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第27号に対する質疑を終結します。

日程第7 同意第3号

○議長（品川義則君）

日程第7. 同意第3号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とし、本案に対する質疑を行います。末次議員。

○5番（末次 明君）

この委員の選考方法というのはどういうふうにされたんでしょうか。その経緯の報告をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

今現在、委員の職種的な構成のほうが、区長、税理士、そして土地家屋調査士というふうになっております。その中で、区長というのは長年その任を担っていただいておりますので、今回も区長会のほうにお願いいたしまして、御推薦をいただき、末吉さんを選任させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私は区長会を利用して、こういう基山町のいろんな委員を決めるということは決して悪いということじゃないんですけども、もう少し幅広く町民の中からいろんな委員を登用するという意味では、基山町は区長会だけに負担をかけているんじゃないかなというふうに思っておるんですけども、副町長はそういう人事案件についてはどういうふうにお考えですか。いろんな委員、区長会から今回選ばれているんですけど、定例でこれがずっと区長が引き継いで、この方が辞められると、また区長会にお願いするんでしょうけど、基山町はそういう姿勢でいかれるんですか。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

この委員の選任については、やはりどういった方がふさわしいかということで、固定資産評価委員についても基山町の中で協議して、ある程度識見がある方にしているということ

ございます。区長会にかなり負担をかけている部分はあるかと思えますけれども、区を代表する方のほうがどうしてもいろんな識見もありますので、そういうことでそのほうがいいということであれば、お願いするということになろうかと思えます。

ただ、区長会のほうからあまりそういう委員の選任が多過ぎるということであれば、見直せるものについては見直していく必要があるかなというふうには考えます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

例えば、区長は、どこかの区の区長をしてあるわけですがけれども、仮に固定資産ですから、土地等を判断するとき本当に公平、公正な判断がされるのか。公正にはされるんでしょうけど、やっぱりそういうふうにならば、あの人の区やんねというふうなことにもなりかねないので、私は広く募集したほうがよかったと思っているんですけれども、税務課長は何かありますか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

委員の選任に当たっては、当該市町村の住民の方、市町村税の納税義務がある方、固定資産の評価について学識経験者を有する者のうちから、当該市町村議会の同意を得て市町村長が選任するというふうな地方税法の規定のほうがございます。

この中で、学識経験を有する者からすれば不動産鑑定士とか……

○議長（品川義則君）

税務課長、公平性が保てるかという質問ですけど。

○税務課長（寺崎博文君）

失礼いたしました。私的な考え方ですがけれども、区長の任をいただいている方というのはその地域の方についても公平であると思えますし、それはもとより町の住民の方においても公平な判断ができるというふうに認識しておりますので、私は問題ないというふうに思っております。（発言する者あり）

審査委員会の役割についてでございますけれども、固定資産のほうを賦課なり評価なりさせていただきます、それに所有者、納税義務者等が不服があった場合に、この審査委員会のほ

うにその価格について不服を申し立てることができます。そのことについて固定資産の評価基準等に基づいて、それが適正な評価であるかどうかというような判断をするような形になります。そのような業務を行っていただくような形になります。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今説明したようなケースなので、その不服があったとき、実際、あんまり数はないんですけど、区長会長にずっとなっていたいただいていたんじゃないかなと思うので、それはなぜかということ、さっき末次議員がおっしゃったように、ほかの区のような場合は、区長会長なので、当然ほかの区の区長にちゃんと意見を聴くようなことができるという意味合いがあるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういう意味でも人数もそんなに多くないような、そういう形になっておりますので、そういうことで御理解いただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第3号に対する質疑を終結します。

日程第8～18 同意第4号～同意第14号

○議長（品川義則君）

日程第8．同意第4号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第18．同意第14号 基山町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題とし、同意第4号から同意第14号まで11件に対する一括質疑を行います。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回の11名の方を見ますと、3年前も申し上げたんですけど、やはり女性の登用がないということ。それで、今回もなかったの、次回に向けるしか希望がありませんので、女性起用についてどのような考えと、今後に向けての対策を御説明ください。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

女性委員の選定についてお答えいたしたいと思います。

今回、私も基山町に赴任しましてあまり間がなく、女性起用についてはなかなか地域での説明が足らなかった部分があったと思っております。

3年後に向けては、まずは地域の中で女性委員を選定できる環境があるかどうかを、ヒアリング等を踏まえて回りながら、その枠づくりをしていきたいというふうに考えております。各市町村を見ても、最低で一、二名のところもありますし、特にこれまで各地で11名の委員を推薦してもらっている状況でもあり、過去から地区地区によって推薦をする枠組みができていくところがあります。そういう中で、いかに女性の枠をつくっていくかということが一番大事だと思っておりますので、十分地域と相談をしながら、そこから入っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

農業委員会委員、年間を通して業務量だけを見れば、業務量が大変多くなっているというふうな実情の中で、今11名でされております。

1つは、農業に関することでもありますから、例えば、1区、2区とか、4区、6区、7区とか、5区も、そういう農地があるところが中心になるわけですが、まず、この区の割合がどうなっているのかを教えてください。

それから、メンバーを見れば、年齢的に退職された方が中心になっていらっしゃいます。認定農業者を含めて基山町には何人かいらっしゃるんですけども、その方たちに当たられて、実際なってもらっていないという部分がありますので、そういうところではどのようになったのかという部分。できたら、本当は若い人に農業委員会の委員になってもらいたいというのがあるんですけども、女性については、今、先ほど言われました部分です。

それから、この11名の中には非農家の方も、今、農業の問題は、農業従事者だけでなく非農家の方にも参加してもらってやっていくというふうになっておりますので、この辺の

議論がどのようになって、非農家の方もこのメンバーの中に入れていच्छるのか含めて説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

まず、農業委員につきましては制度的には区ごとに何名という枠は存在しません。ただ、過去からの慣例によって、大体中山間地を多く含む区について2人を出してもらっている状況でありまして、それと、2人枠が2つございます。そういったところが、先ほどおっしゃったような女性を受け入れられる地区になるかもしれないということも踏まえて、今後は地域と相談していきたいと思っております。

先ほど若い方の登用とかもありましたけど、なかなか認定農業者の数が少ない中で、まずは認定農業者とか新規就農者を育てることがまず前提として推進していきたいと思っております。そういう中で、将来、農業委員ができればという感じで思っております。

最後に、御質問がありました中立委員のことだと思うんですけど、農業に携わっていない方についての推薦については地域の区長さんたちのそれぞれの推薦によりまして選定をもらっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

ほか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回、それぞれ報酬の見直しについては議論されていないし、議題にもものっていませんから、なかったと思うんですけども、前回のときにも言いましたけれども、3年前ですか、割増し部分がありますね、活動に応じて。そうすると、今の報酬についてはもう少し上げるべきではないのかというのがずっと基本的にあるんです。

というのは、なぜかという、本来農業委員会がしなくてもいいような、例えば、学校との連携を取りながら、田植え体験とか、稲刈り体験とか、茶摘みとか、いろんな部分をされていますけれども、そういうところに対してきちっと報酬として支払っていくというふうなことも3年後に向けてはもう一回検討すべきではないのかと。そうすることによって、農業委員会の委員がボランティアみたいな発想でするんじゃなくて、きちっとした農業委員会の

一つの事業としてできるような体制を組むべきではないのかというふうに思いますので、この辺もぜひ3年後に向けて検討していただきたいと思っています。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、同意第4号から同意第14号まで11件に対する質疑を終結します。

ここで審議途中ですけど、11時まで休憩をいたします。

～午前10時47分 休憩～

～午前11時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

日程第19 議案第28号

○議長（品川義則君）

日程第19. 議案第28号 町道の路線の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

今回、町道の路線の認定ということで、約20戸、年の森・上川原線、図面があって説明を受けました。生活環境道路として開発者負担で造られたものということですが、まず、町道として認定するには安全面が一番大事なことかなと思っております。1つは、あそこの出口が、右側が高島橋、左側は高島団地に入る信号機があります。両方から入ってくる。あそこの近くでは進入口が4か所、片方に2か所ずつ、それと、コスモスの駐車場から入ってくる道路。あそこは結構危ない状況になるのかなと思います。左側、左折の場合は止まってもらって、この団地から出るときは問題ないと思うんですけども、右側から信号明けに来るときの衝突とか、そういったことが気になるんですが、そこら辺、警察協議等々で何か、例えば、一旦停止をつけるとか、そういったことは決まっていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、御質問の、警察から一時停止とか道路交通法上の規制がかかるということではございません。ただ、今言われましたように、開発行為の中でそういった安全面への配慮を検討しております。その中では、車が出る場合の視野の確保、植栽等はありません。橋梁の欄干はございますが、これについては隙間がございますので、車が来ているのははっきりと確認できる状況でございます。

また、車が多い時間帯においても、ちょうど角、南側の五、六十メートル下の南下の角のほうに信号機がございますので、このような信号停車等を利用した中で、安全確認をした後に行っていただければ問題ないというのは、そういったのは警察等と協議をしておりますので、そういった中での開発行為の工事前の時点でそのような打合せをしております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

今、建設課長が言われましたように、視距というか、視野の確保だけはあそこは今後とも取っていただきたいなと思います。

もう一点、あそこは河川が合流部になっています。秋光川と山下川ですかね……（発言する者あり）実松川の合流点になっています。ということは、洪水時には物すごく水位が上がる可能性があるんですが、河川構造物、道路の護岸側、これは県の担当になる部分ですから問題ないとは思いますが、そういった護岸の崩壊はないと思いますけれども、路肩が緩むとか可能性はあると。

もう一点は、20戸の家が建ちますと、お子様も、要は若い子育て世代の方も入ってくるんじゃないかなと思っていますけれども、歩道がある部分ですから問題ないんですが、ここは私、現地確認できておりませんので、要するに車のガードレールとかじゃなくて、河川側にパイプガード、ガードフェンスですか、そういったものがあるのかどうか、また、なければ今後、町道として管理が必要になってきますので、そこら辺の検討はどうされているか、お願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まずは、道路として河川の護岸側は大丈夫かという部分でございますが、こちらにつきま

しては開発の中でおおよそ2メートルの盛土がなされておまして、当然、それには佐賀県の河川管理者となる担当部の協議を行い、許可をいただいた構造で行っておりますので、その点については問題がないと考えております。

また、お子さんの部分につきましては、遊具はないんですが、この開発道路の中に公園として憩いの広場が1区画ございます。ですから、小さいお子様につきましては保護者の管理の中でそういった公園等でのコミュニケーションを取られますので、そちらのほうで考えております。

また、今ガードレールがございまして、ガードレールにつきましても50センチから70センチの高さですので、1年生以下でも十分な防護柵になり得るものでございまして、そういった安全対策につきましては現時点ではしております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

説明で分かりました。6字型になっている、要するに始点があって、中点は道路にぶつかる、入り口が1か所しかないですよ、ということは袋小路になるということですから、あの道路の入り口部分で何かがあると、その住民の方は足で逃げることはできますけれども、車両関係は出られなくなるということがありますので、大雨のときはそういったところの重点パトロールは必要ではないかと思っておりますので、今後、そこら辺については十分検討してほしいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

毛利住民課長。

○住民課長（毛利博司君）

今、議員言われました場所につきましても、非常に交通量が多いところでございますので、パトロールをしたときにも十分注意をしながら、今後危ないところであれば、その都度対策は取っていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第28号に対する質疑を終結します。

日程第20 承認第3号

○議長（品川義則君）

日程第20. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

まず1点は、5月1日に専決処分をされたという形です。5月1日は臨時議会を開催した日でもあるんですね。4月30日はそれぞれ基山町のほうにはこの見直しについては来ていたというふうになれば、やろうと思えば5月1日の臨時議会にこれを出せたんじゃないのかというのが1点。

それともう一つは、中身についてですけれども、例えば、20%以上、これは町税というよりも、国税がこういうふうな取扱いをしていますから、基山町もそれを見てからという形になるかと思えますけれども、事業収入が前年度から比べて20%以上減少というふうな形、これは国税もそういう扱いになるんですけれども、例えば、1年間猶予しますよとなった場合、1年たって次の年に、例えば、税金を払うことが難しいとなった場合、そのときの扱い、これは国税もそうなんですけれども、どのようになるのかと。例えば、延滞税は今1年間は猶予しますから発生しませんけれども、令和3年度になってから納め切れなかったら、令和4年度には滞納税とか、どうなるのかというのがあります。

それと、大体確定申告とか、所得の合計をするときには1月1日から12月31日までというのが原則ですけれども、今回の場合は1月31日までというふうに特例的な扱いになります。そうすると、確定申告をするときに、こういうふうに自分は今回新型コロナウイルスに伴って所得が大きく減ったというふうな形で、普通の確定申告とは別に特別にしなければならなくなるのかというのと、特に、30%から50%未満の方は2分の1とか、50%以上減少している方は結局固定資産税がゼロとかいうふうになりますので、この辺の扱いがどうなっているのかと。

そして、これは全額国費といいましょうか、国のほうから補填しますよというふうになっておりますので、これは間違いはないのか。そうしないと、基山町がこの新型コロナに伴って町民税が大きく減少してしまうというふうなことになるれば、基山町の財政基盤そのものが揺らいでしまうというふうになりますので、この辺について説明ください。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

まず1点目の、専決日のことについてですけれども、この地方税法の法律案のほうはいつ国のほうで可決し、制定、公布されるかというのが未確定な状況でございました。臨時議会に提出のほうも考えておりましたけれども、なかなかその公布日等のほうが決定していなかった状況でございます。実際に公布決定し、告示したのが4月30日の20時過ぎでございました。その旨を受けまして、翌日の5月1日の臨時議会後の全員協議会のほうで御説明させていただき、5月1日に専決処分をさせていただいたというような経緯でございます。

そして、おおむね20%減少した場合に徴収猶予を受けた方が、翌年度またそのときに生活状況によって納付できないとかというような状況になったときは、そのときにはそのときの対応、この特例措置とは別に徴収の猶予等もありますし、分割納付等の手続等もございまして、その適宜的に応じたところで対応をしていきたいというふうに思っております。

固定資産の扱いですかね、今回の軽減措置に伴う申請が来年1月1日から1月31日までに申請していただいた分について令和3年度分の軽減措置を行います。その旨を国のほうに報告して、年度末等で公布決定するような形の流れというふうになっております。この分については、地方税法の施行規則等も含めまして全額国費で負担するような旨の規定の整備もされておりますし、事務の通知のほうもあっているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第3号に対する質疑を終結します。

日程第21 承認第4号

○議長（品川義則君）

日程第21. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（基山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、承認第4号に対する質疑を終結します。

日程第22 議案第29号

○議長（品川義則君）

日程第22. 議案第29号 令和2年度基山町一般会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。議案書の51ページをお開きください。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回4億2,300万円の増により94億5,300万円と、今の段階で基山町の財政史上初めて最高金額になったんじゃないかというふうにも思ったりしますけれども、新型コロナ関係で今回もまたたくさん補正が組まれるわけでありましてけれども、例えば、先ほど言った5月1日時点で臨時議会の中でもこの新型コロナについて補正を組みました。そのときからずっと含めてですけれども、基山町が新型コロナ対策に伴ってどういうふうな戦術といいたいでしょうか、戦略をもって対処していくというのがどうも分かりません。

例えば、緊急的に飲食業をはじめとする中小企業に対して支援策をという形で、5月1日時点は出ました。それはそれとして、私は別に反対するわけでもありません。今回の場合、それから1か月半たって、基山町はどのように中期的な展望、そして長期的な展望をもって対処していくのかというのが、どうも分かりづらいですね。いろんな庁舎内の会議の中で議論されて今回の補正予算が出されたんだろうというふうに思いますけれども、この感染症の対策として、まず基山町としての基本的な考え方をどのように持っているのかと、なかなか見通しがはっきりしないもので難しいと言われれば、それまでですけれども、やっぱりきちっとした基本的な考え方を持たなければならないと思いますけれども、この点、庁舎内ではどのような議論がされて、今日の補正予算に結びついてきたのかについてお答えください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、今回が最高の金額かということに関しては、違います。4番目です。（「今の時点ですよ」と呼ぶ者あり）今の時点で。だから、1番なのが平成30年12月議会で98億……（「6月議会で」と呼ぶ者あり）いや、6月議会、9月議会とかもありますから。

とにかく、ただ違うのは、平成30年は何でそんなに増えたかということ、例の災害でいっばいついたからで、しかも最終的には平成30年の仕上がりは79億7,000万円で、多くが繰り越

したというふうな形になっております。

今回は、まず臨時議会で17億円はもう既に払っていますので、ほとんど払っていますので、逆に言えば、これは繰り越すものはございませんので、多分このペースでいくと本当に100億円に迫るような、そういう金額になっていきそうな気がしているところでございます。

まず、そういう前提を置いて、基山町の新型コロナ対策についての考え方は、まずは国の特別定額給付金、これをなるべく早く町民の皆さんにお届けするというのをまず基本に考えました。ただし、事業者関係がすごく苦しいというふうな情報がありましたので、まずはその苦しい事業者の関係を臨時議会で出ささせていただいた支援金、そして、予算ではございませんけど、寄附金を募った形で27事業者にもその寄附金の関係を既に配付させていただいて、少しでもしのいでいただくような、そういう感じのことを考えているところでございます。

そして、今回は主なものは国の臨時交付金が1次が参りましたので、それを使って復興というか、落ちた経済を少しでも活性化する、そういうことを今回提案させていただいております。

加えて、すぐ2次が参りますので、厳しい方の情報がいろいろ入ってきておりますので、今度次に来る2次、間もなく配分があると思いますが、臨時交付金ではそういう厳しい方々をきちっとした形で網かけをさせていただいて、厳しい方にまた何らかのことをできるように今から考えていきたいというふうに考えているところでございます。

繰り返しになりますが、まずは1人10万円の特別定額給付金をなるべく早く、そして、事業者の方々にはそれとは別にしのいでいただくためのお金をなるべく早くということで、これも多くの補助金がほぼ半分ぐらい今既に支給させていただいていますし、寄附金は多くの事業者に行っているところでございます。

そういう、まさにその時々に応じて一番いい戦略を考えながら、一番困っている方ということで今考えておりますので、そういうことで御理解いただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

国が支援策を示す、県が示す、そして、基山町が示す。基山町の取組として、例えば、国、県、手が届かないところにいち早く基山町が支援策を示すと。それが臨時議会でもあったんだろうなというふうに思うんですね。そして、その後に町長は何度かいろんな案が議員の皆

さんからあればそういうのもどしどし出してくださいと、そして、それを取り組むことによって、基山町全体の経済発展にもつながるものがあれば採用していきたいんだというのと言われてきましたよね。

例えば、議員個人はいろんな考えを持って今までそこを出してきたんだろうなと私は思うんですけども、なかなかそこが、執行部と議員間の意思疎通ができていないのではないのかというふうにも私は思っています。例えば、先ほど言われました飲食業への応援寄附の扱いにしても、全額町民からの補助だけでされると。そこに町費は全然入っていないという問題。そして今回、特に困っている中小企業、飲食業を含めて家賃減額補助について、5月1日、1,250万円を町単費で組んだのを今回は臨時交付金があったからという形で払い戻し、町費のほうに戻すと。本当にこれがいいのかという議論が全然されない中で、今回の6月補正が出てきたと。そこに基山町の長期的な戦略がないのではないのかというふうにも私は思うんですね。

なぜもう少しこの辺をきちっと議論しようとしないのかというのが私は大変残念でならないんですけども、その辺については、今、町長は別に自分たちのしていることに間違いはないというふうな感覚でされているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、一番最初に、今臨交金の話が話題だというふうに思いますが、臨交金の1次は5月20日までに出さなきゃいけないということだったので、皆様方には前々から何か案があればということをお願いしておりましたが、個別にその案をいただいたことはございませんし、議会と執行部は車の両輪なので、逆に議会からそういう意見書か何かいただいてもよかったんでしょうけど、もともと時間がなかったと思っております。

そして、その中のメインは商品券でございますので、商品券は絶対出さなきゃいけないということで工夫をして3つに分けて、特に日頃商品券の恩恵が行き渡らないような業種の方々にも行き渡るように、今考えているところでございます。

2次の臨交金は、もう間もなく来ると思うので、今庁内でも議論しておりますので、これは議員の皆様方からの意見はまだまだ間に合いますし、前回間に合わなかったので、臨時議会の前に申請をしてしまいましたけれども——失礼、今回の6月議会の前に申請しておりま

すが、次回は臨時議会になりますので、申請の前に臨時議会を開いて、こういう申請をしたいと思いますみたいなことを今考えておるところでございます。

そうすれば、議員の方々にも認めていただいたということになると思いますので、そういうことを考えております。そして、さらに繰り返しになりますが、その前に、こういう案ということでもまず何かございましたら、ぜひいただければというふうに思っているところでございます。ただし、これは国とか県がいろいろな支援をやっていますので、同じようにダブらないようにしていただければというふうに思います。特に一番まずいのが、私は今、全員に配るみたいな、そういう発想が充満していますが、やっぱり困っている方、その困っている方をどういうふうに特定するかというのがポイントだと思いますので、今その部分を庁内でもずっと議論を続けているところでございますので、ぜひ前向きな議論で少しでも基山町がうまくいくように御協力いただければなというふうに思います。

あと、ついでにもう一言だけ申させていただきますと、いろんなイベントについての支援に対して、いわゆるイベント支援は地域の活性化になりにくいみたいな話もあるんですが、イベント支援の多くは地域からいろいろなものを買って、その購入費用をつくってそれを町外の方にサービスするというような、そういうことで今考えておりますので、今回の中にもそういうのが幾つかございますので、町内もよくなって町外の方にも満足していただくような、そういうことを考えているところでございます。

繰り返しになりますが、臨交金、1次の2倍ぐらい来る可能性がございますので、まさにどう使うかというのはこれからのポイントになるというふうに思いますので、ぜひそこは御理解いただければと思います。

それから、県も含めて、先にやった施策を臨交金にのせているのは、ほかの自治体もほとんどがそういう形をやっておりますので、もちろん臨交金で足りない場合は、また町単を後から使っていくというふうな、そういう順番で足りるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

詳しくは私は一般質問で通告しているんですけども、時間がないので、今、幸いに重松議員が質問されましたので、町長の答弁を聞いて、安心しているところではあるんですけど

ども、今回新型コロナ対応で2億1,337万円ということで追加をされました。非常にいいことだなと思っております。

それで、ちょっと確認ですけれども、町長が言われたとおり、国の第2次補正の審議がいよいよ始まったんですかね。これを受けて、基山町にまた追加で地方創生推進交付金、約1億5,000万円ぐらい来るだろうというふうに見ているわけで、その有効活用と。町長はその活用の中で、確認したいのは、今、本当に困っている方の施策に充てたいということをおっしゃいました。そこは非常に大事なことだろうと思うんですよ。特に町民の方で困っている方というのは、本当にたくさんいろいろお聞きをします。新型コロナ感染というのは、それこそ富める者も貧しい者もひとしく平等にかかるわけですね。ところが、その被害といいますか、影響というのは、表現があんまりよろしくないかもしれんけど、貧しい者に莫大にかかってくるわけですね。これが今非常に世界的に問題になっている。暴動も起きているということですので、それはお分かりだろうと思います。

そういう意味で、その辺は重々分かっていると思いますが、また提案もしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

簡単にお答えします。

今回、すごくよかったことがあります。何かというと、いわゆる給付金ですね。臨時特別給付金で全ての家庭7,030世帯が全部特定できました。全部データベースに入りました。さらに、多くの方、あと400世帯ぐらい残っていますけど、6,600世帯の方々の振込先が全部分かります。そういうことができていますので、これからは、あと400世帯、返ってきていない人たちをチェックします。ここの中に問題のところがいないかというこれを一軒一軒やっていく予定です。そして、先ほどから言われたいろいろなことがあります。例えば、障がい者、一人暮らしの高齢者、ひとり親、いろいろあると思います。そういうのを全部抜き出して行って、二重にはなりませんけれども、その集合体をつくと7,000世帯のうちの1,000世帯とか1,500世帯ぐらいになるんじゃないかなと想定しております。それに、例えば5万円ずつぐらいお渡しすると、それだけで5,000万円になるので、1,500世帯あれば7,500万円になりますので、今回の2次はそういうのを中心に考えなきゃいけないかなというのを今、

庁内では議論しております。

だから、そこはまさに今回、そういうのが全部できていますので、あとはその7,000世帯から全部ピックアップしていけばいいわけですから、そういう感じのことを今考えているところでございます。

ただ、ほかにも、これは知恵は多くあったほうがいいと思います。繰り返しになりますが、本当は町民の方にも募集したいところですけど、さすがにそれはできないと思いますので、ぜひ議員の皆様にはいろいろなお知恵を拝借できたら助かると思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今回の補正予算の中で、この臨時交付金の関係、あと1億5,000万円、数字ははっきり分かりませんが、そのぐらい今度追加、今、国会で審議されております。その中で、基山町において新聞紙上あたりで見ると、基山町の支援策は非常に貧弱な1,250万円だけ、はっきり言って、基山町はそれだけ影響が少なかった関係もあったかと思いますが、そういう関係で今、第2次補正に対して財政当局、苦勞されてあると思います。だから、今の現時点、私はよっぽどじゃない限り1億5,000万円使いきらんじゃないだろうかと、そんな事業は何があるだろうかと。取りまとめてあって、どのくらいの規模になるかというのはまだここでは分からないと思いますが、こういうことで、1つ、私は大事なことは、町長が誰かの意見を求められていますので言いますが、結局、災害の避難所の設営関係、これは来年度の当初予算に国も上げると言っていますが、災害時の避難所、これが莫大な、特に新型コロナ関係でいつもより2倍も3倍もスペースを取る、極端な場合、学校とかそういうところも想定した避難所計画をやっている。もしそういうお金ができましたら、私はそういう避難所の設営とか、そういう関係、それと備蓄関係、これは大きな備蓄、そういう関係にこの事業をぜひともお願いしたいと思っています。

第2次補正、各課の課長も財政当局に提出されておりましたが、実施計画は町長が臨時会の前に出すと言われましたけど、ひとつ皆さん……（「臨時会の後に出す」と呼ぶ者あり）だから、そういうことで、私はひとつ避難所関係の住民に密着した、そういう関係の整備とか備蓄とか、そういう面もぜひしていただきたいと思いますが、担当課長の御意見は

いかがでしょうか、総務企画課長。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

貴重な御意見ありがたいと思います。そういった中で、やはり準備をしていく中では予算をかけて既に準備しておく分と、もう一つは、町内にもいろいろな企業がございまして、そういったところと事前に話をさせていただいて、極端に言うと、必要なときに供給していただけるような体制をつくることと両面が必要だと思えます。

そういった中で、今回の補正の中でも、例えば、消毒液であったりとか、そういったところの備蓄については提案させていただいておりますので、その他、不足する分ございましたら、また早急に検討させていただいて、次回の補正なりにも計上させていただければと思います。

○議長（品川義則君）

ほかに、議案第29号に対する質疑をどうぞ。中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、私が間違っていたらお許しいただきたいんですけども、先ほどこの新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金については、もう5月20日で申請は済んでいるということでもよろしかったでしょうか。

そうであれば、私の中ではちょっとしっくりいかないものがあって、といいますのは、ここに中小企業者の継続の緊急支援金が入っているんですが、これはもともとこの間の臨時議会一般財源から出すということで新聞報道にも載ったんですが、いろいろ町の中を歩いていると、町の方々は町がお金出してくれたんだというふうな認識がほとんどです。私もそう認識をしておりましたが、今回、この事業一覧の中にある1,500万円というのは、要は組替えだというふうにこの間説明を受けたんですが、これがなかなかしっくりいかなくて、私の中ではこれを組み替えますというのはこの間聞いたような気がするんですけど、これを1つちょっと疑問点があります。

それと、もう一個、内閣府が出しています地方創生ですね、令和2年5月1日の活用事例集を見ていたんですけども、ここの中で、この事業の緊急支援のものに該当するのがあるのかなと思って見ていたんですが、また間違えたら、すみません。この金銭面での支援など

と併せて行う事業者支援事業、地方公共団体が政府全体で取り組んでいる各種金融面の支援や持続化給付金などの支援策を踏まえた上で、地域の実情に応じ、休業要請などに協力していただいている方々に対して、感染拡大防止や地域経済の好循環等に資する協力や行動などを行っていただく場合にこれらを支援しますと。

ただし、こちらの中で、基本的な留意点としては、事業者などへの損失補償は駄目だと。事業者等に対する施設の使用の制限、催事の開催の制限などの要請指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費には交付金を充当しないことと書いてあるんですが、ここはそれには該当しないのでしょうか。該当しなくてここに組み込めたとすれば、どのような理由があつて組み込めることになったのか。

それともう一つ、特別定額給付金、国民に10万円。これは課税対象にはなっておりません。けれども、自治体が交付するお金については課税対象になるというふうに伺っておりますので、この交付金をもって組み替えたとするときの課税の対象というか、そこがどうなるのか。これらの件についてお伺いしたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、地方創生臨時交付金の1次配分がされたのは5月連休の前後ぐらいでございました。そこから計画しているのではとても間に合わないということで、5月20日に一応出しましたけれども、5月1日に臨時議会を開かせていただいて、まずは町単で事業をスタートして、少しでも早く事業者の方にお渡しするというのでやりました。そして次に、臨時交付金事業でやるときに、おっしゃるようなところの部分がございましたので、内閣府及び県のほうに我々が先にやったこの事業は対象になりますかという確認を取って、なるということでございましたので、臨時交付金の中に入れたということでございます。

非課税は多分、特別定額給付金の話だと思いますので、それと臨時交付金の中でやるいろいろな補助金等々の話については別のものと考えなければ仕方がないと思っております。

それから、繰り返しになりますが、まずはとにかく一般財源で、一般財源がなかったらスタートできていないし、給付もできていないんですね。支援金はもう既に50社ぐらいの企業に出していますので、だから、それを急ぐためにまずは一般財源を使って、そして、後から来た臨時交付金の対象になるということであれば、それに入れ込むのは当然のことだという

ふうに思っております。

そして、先ほど鳥飼議員がおっしゃったように、2次がまた来ますので、2次が来て、それで使いきらないかみたいな話がありますがおりますけれども、まずは事業者に対しての支援の第2弾なんかも当然、今度、長引いていますので考えなければいけませんし、それから、冬に向けてのプレミアム商品券なんかも考えていけばいいし、先ほど申しました個別の困っている方々のやつも組み合わせると、1億円ぐらいまでは難なく積み増しはできるんじゃないかなというふうに今考えているところでございます。

いずれにしても、これからがまた正念場になりますので、それぞれ、どういう方が困っているかという情報も含めまして、いろいろと協力いただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

それで、私が思っているのは、もっと事前にちゃんとした説明をしていただいて、臨時議会があっただら取りあえずというふうにおっしゃったんですが、そここのところの認識が私もできていなかったもので、町の方々にはちゃんと町が頑張ってお金を出してくれているということによっておまして、そこは訂正してまいらねばならんのですけれども、ただ、もう一つ……（発言する者あり）いや、すみません。でも、こういうことができたんだよということによって説明をしなければならないと思っています。

それとあと、もう一つ、ほかのちょっとした事例なんですけれども、基山町で事業をしていけば、ほかの、例えば、鳥栖市とか小郡市とかに住んでいてもこの事業には当たるんですね。ですので、一応支援金が出ている方たちがたくさんいらっしゃるんですが、ただ反対に、基山町にお住まいで鳥栖市とかほかのところで事業をやっている方にはこれは該当しないんですね。実際、基山町にお住まいで、鳥栖市で1つ事業をやっている方がいるんですが、この方は基山町にも該当しない、鳥栖市の支援金は事業をやっている人ではなくて市民税を払っている方に対して出してくるんですね。ですので、両方から支援金がもらえない。人が減って売上げが落ちると。そういったときに大変お困りになっている方もいらっしゃいます。

反対に、鳥栖市はそうなってくれば、2つからももらえるんですね。基山町で事業をしていて鳥栖市に住んでいけば、鳥栖市の市民税を納めているのももらえる、基山町で事業をやっ

ているのでもらえると、二重にももらえるんですね。だから、そういう不平等性というか、そういう方たちはほかにも基山町にたくさんいらっしゃると思います。ですので、今後、その交付金が下りてきた場合にそういった方々も救っていただけるような何か対策を立てていただきたいと思っておりますし、それから、これは勝手な言い方になるかもしれませんが、執行部のほうでも今後、テレワークとか、そういったものも必ず出てくると思います。そうなってきた場合に、タブレットの導入とか、そういったものにその交付金を使えるのであれば、ぜひそういうのも検討していただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

一つ一つ言っていきますね。まず、町の町単を臨交金に替えたから何か詐欺みたいな言い方をされているのは、私には全く理解できません。まずは理解できないということで御理解ください。

それと、5月20日に締切りだったので、この6月議会に出せなかったのも、そして、5月1日に臨時議会をやったので、5月15日ぐらいにぎりぎり臨時議会をもう一回とも考えたんですけど、そこはちょっと難しいと思って断念して、今度の形になっています。次は余裕があると思しますので、ぜひ申請前に臨時議会をやりたいというふうに思っております。

それから、最後の話は、基山町と鳥栖市だけ考えればそうですが、基山町の方で福岡とか、ほかのところで事業をやられている方は無数、それこそ基山町内でやっている方よりも多いぐらいおられるはずですよ。そこを対象にするのは、少なくとも基山町は基山町でやられている方をというふうな、そういう形に考えていきたい。これはずっと守っていききたいというふうに思っているところがございます。逆に、鳥栖市の方でも基山町でやられていればというふうな、そういう話でございます。

それから、市民税というふうにおっしゃいましたが、基山町に住んである方が鳥栖市に市民税を払うわけがないので、多分市民法人税のことだと思いますので、それは税として払うような決まりになっておりますので、払っていただくというのが通常だと思いますので、市民税と市民法人税をごっちゃにしないほうがいいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

先ほど私の言い方がちょっと語弊を招くような言い方であったとすれば、申し訳なく思っております。ただ、そういう方々もいるということで、ここだけということではなくて、いろんな事例がほかの周りの自治体にもございますので、そこら辺を次回はよく勘案していただいて、本当に困っている方々に行き届くような配慮をしていただきたいと思いますと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今言われている該当案件は、まず2日間、私も一生懸命考えて、鳥栖市とも協議をして、いい方法ができないかということで出ましたけれども、やはり鳥栖市の考え方と基山町の考え方を合わせることはできなかったもので、ちゃんとやっているつもりでございます。そして、それを結果で、逆に基山町の法人町民税のことにつきましても、それをきっかけにそういう議論もちゃんとさせていただいて、少しでも多くの方が、それから、一応補助金の対象は滞納していないことということがございましたので、法人町民税の話と、それから、それ以外の、いわゆる町民税とか、そういったもの話をちゃんと分けしながら、かなりいろいろな意味で一個一個の企業について対策を今考えているところでございますので、今企業からのいろいろな要望も非常に多くなってきておりますので、当初、多分100事業所ぐらいから申請が出てくると思っていたんですけれども、もう100を簡単に超えて、今どんどん増えてきているというような状況でございますので、また、これからも増えると思いますので、そういう方々の声には耳を傾けて、そして、もし金額が足りないようであれば、また金額の上積みなんかも考えていかなきゃいけないと思っておりますので、その辺のところも併せて、2次の臨時交付金が間もなく来ると思いますので、議員の皆様方とも議論したいと思っておりますので、ぜひ議員の皆様方のほうでも何かいい提案がございましたら、繰り返しになりますが、よろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

52ページ、第1表 歳入歳出予算補正の歳入の部。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

53ページ、歳出。54ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、第2表 地方債補正、55ページ。重松議員。

○9番（重松一徳君）

地方債の関係で1点だけ、上水道の一般会計、これは出資金になりますけれども、これは10万円でも地方債でなければならないのかと。例えば、いや、もうこれは決まっているからというふうにしても、基山町が出資金として出すんですね。こういう金額まで町債を組む必要は要らんというふうに私は思いますけれども、これは何か規定があるんですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

しなければいけないという規定はないです。10万円という起債としては少額な金額ですが、額に関わらず交付税対象、基準財政需要額の算入されるようなものについては少々手間はかかりますが起債をして、この分は交付税対象が50%ですので、その比率だけいくと割といいほうだと思いますから、そういう意味で起債をやりたいということをお願いしております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

56ページありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時49分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、事項別明細書に入ります。3ページをお開きください。

歳入、13款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款2項1目、3目、4目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15款2項2目、6目。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

17款1項4目、6目。末次議員。

○5番（末次 明君）

寄附金についてなんですけれども、寄附は基山町にとっては非常にありがたいことなんですけれども、この寄附金の取扱いについてなんですけれども、寄附金の科目、今回の130万円については新型コロナウイルス感染症対策寄附金ということで5目の衛生費寄附金というふうに決めていますけど、これはどういう形で目は決められるんでしょうか、何か取決めごとがあるんでしょうか。例えば、上の民生費寄附金とどういうふうに違うんでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

6目の衛生費寄附金につきましては、説明欄にも記載をさせていただいていますように、新型コロナウイルス感染症対策に使ってくださいという用途を指定した指定寄附金でございます。内容からして新型コロナウイルス対策ですので、衛生費ということで衛生費寄附金ということで計上をさせていただいております。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

寄附金という、やはり寄附者の意向に沿わなくちゃいけないということで、今回持ってこられたときは新型コロナウイルス対策に使ってくださいということで持ってこられると思うんですけども、例えば、新型コロナウイルス対策ですが、学校の子どもたちに使ってくださいと言われた場合も、やっぱりこういうふうな衛生費というふうな扱いになるんでしょうか。

それとあと、やっぱり気になるのは、せっかく新型コロナウイルス対策で使ってくださいというふうな指定をされた金の使い方なんですけれども、新型コロナウイルス対策の何に使ったかというのは寄附者なりにちゃんと伝わるようにはなっているんでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

まず、新型コロナ対策でも、例えば、小学校とかに使ったらという話でございますけど、そのときには行き先が小学校費のほうから歳出が出るのであれば、教育費寄附金というふうな形でお受けすることになると思います。

それと、用途について報告をしているかという点ですけれども、すみません、私もそこは詳しくは承知しておりませんが、今回予定しておりますのがこういった名目でいただいておりますので、消毒液であったりとかマスク、あと手袋、そこら辺の衛生用備品の購入に充てるところで予定をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

今後も新型コロナウイルス対策の感染症対策でいろいろまだ収束しない場合にはこういうふうな寄附金が増えてくると思うので、町としてもその辺はちゃんと寄附者の意向に沿うように、それで、こういうのに使いますというのをお受けするときに寄附者に伝えてもらうとか、できるだけ寄附者の意向に沿う形で使っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

今の末次議員の質問ですけど、寄附された方に使った内容を報告するのかどうかというところの回答をしてください。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

実際支出が終わって、実績が出ましたら寄附をいただいた、今回2事業者ですけれども、そちらのほうに実績報告といいますか、お礼も兼ねてそういうふうな報告をしていきたいと思えます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

18款1項2目、10目。重松議員。

○9番（重松一徳君）

財政調整基金からの繰入金が1,100万円、また繰り戻したという形になります。この基金を繰り入れする場合、今回の場合はふるさと応援寄附基金のほうからまた8,991万円繰り入れされている形になります。

私はこれが駄目というふうに思っているわけじゃないんですけれども、財政調整基金とか、こういうのをまた繰り戻す場合は、例えば基金が余ったんだという場合に大体年度末に調整されていますね。今回、途中でする必要があるのかと、逆に言えば、また今度6月議会が終わって、先ほど言われましたように臨時議会で国からの臨時交付金があった場合には、当然臨時交付金だけでは足りない部分、そういう部分についてまたこういうふうに基金の活用が出てくるというふうに思いますが、途中の年度末で余ったからまた戻すというふうなやり方よりも、一度一般財源のほうに繰り入れた部分についてはそのまま繰り入れとくと。そして、年度末に調整したときに繰り戻すというふうなのがいいんじゃないかと思えますけれども、今回の場合、なぜ途中で繰り戻されたのかを説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

おっしゃるように、大体年度末に調整することが多いんですけれども、仮にこれを年度末で調整しようとするときに、これから先の補正予算がまだ分かりませんが、例えば、ふるさと応援寄附金をさかのぼって充当するというよりも、このタイミングでこれまでも地方創生推進交付金事業とかは裏の財源に——ごめんなさい、ふるさと納税の分を充当して活用させていただいていました。

今回、新型コロナ対策で臨時ではありますけれども、こちらも地方創生臨時交付金、推進臨時交付金ということになっておりますので、これを予算計上をお願いする際に併せてふるさと応援寄附金の活用も図りたい。充当できる分充当させていただいた結果、5月の臨時会のおきに入れておりました財政調整基金の繰入れを減らすことが可能になったので、タイミングを同じくして、今回財政調整基金の繰入れを減額させていただいているという状況でございます。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款3項7目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

20款5項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

21款1項1目、2目、5目、7目、10目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

2款1項1目、2目、3目、5目、13ページの途中まで。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13ページ、2款1項6目、12目、14目、15目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

13ページの6目の13節。委託料、町内おもてなしマップ作成業務委託料100万円、この件なんですけど、説明ではA3ぐらいのものの一目で分かるようなマップをつくりたい。そして、それは飲食業とか小売店のみなのか、どういう業者を載せられる計画か。それと、載せる場合に業者に載せるか載せないかというような確認も取られるようなマップをつくられるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

町内おもてなしマップの作成につきましては、基本的には今、議員がおっしゃられましたように、小売店であったりサービス店であったり商業系の店舗を中心に、一目で見て分かるようにマップのほうを作成していきたいというふうに考えております。

それから、できれば場所だけじゃなくて、業者によってはホームページをお持ちであったり、いろいろ情報をお持ちであるところがありますので、例えば、QRコードを付したり、URL、いわゆるインターネットのアドレスのようなものを添付できたりして、より興味をお持ちの方が中に入りやすいようにしていきたいと思っておりますので、そのようなときは当然その店舗のオーナーなり店長なりに確認を取りながら、掲載の許可を取っていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今回新型コロナのほうでいろんな継続緊急支援金とかも支払われた際に多くの百何十件ぐらいの応募があったというのを聞きます。ということで、このマップはマップで、要するに予算に組み入れてありますからいいと思うんですけど、そういう多くの業者がいらっしゃいますよね。それは医療関係もしかり、理美容、そういう方もいらっしゃるし、要するに飲食とか小売りもいろんな業者がこの基山町の中で営業されて活性化の一端を担っていらっしゃ

だと思いますし、私3区に住んでいますけど、3区近郊は結構いろいろあるから分かるんですけど、逆に、1区、2区、6区、ちょっと中山間地、それから7区とか、どういうお店が営業してあるかよく分からないんですよ。全体的な、そういう事業者を入れたマップじゃなくてもいいと思います、冊子をつくっていただいて、今回の新型コロナで大変疲弊して業者もいらっしゃいますので、これから先、そういう冊子があれば、こういうところにもこういう商売をされている方がいらっしゃるということで町民も御協力できると思いますので、そういう冊子もつくっていただきたいと思いますので、そういう検討はできないでしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今回、予算額も100万円ということでA3二つ折りで全世帯配付をして、あとプラスアルファで7,500部ほど、今見積もり段階では作成できるかなというふうに考えておりますので、冊子につきましてはまた今後の検討課題としまして、今既に産業振興課であったり、こども課であったり、それぞれの所管で冊子をつくっているところもありますので、重複しないように、できれば今回は商業系に絞ったおもてなしマップというような形で作成をしていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

今の件に関しまして、ちょっとここで該当するかどうか私も分かりかねたので、ここでお尋ねしたいんですけど、このおもてなしマップというのに含めて、今まで「LOOK UP KIYAMA」とかいうサイトがあったような気がするんですね。私もこれはいろいろ調べていて見つけたんですけども、これも一応おもてなしのというか、基山のいろんなものを御紹介する、そういうものに該当しますけれども、これは見てみると、取りあえず更新はされているんですけど、使い方がすごく分からなくて、だから、そういったのもあるからちょっと伺ったら、結構大きな予算で始められたというのを伺っております。

ですので、このおもてなしマップをつくと同時に、もう一回、「LOOK UP KIYAMA」をどうするのか、今後もっと活用されてこれと一緒にやっていかれるのか、それとも、なかなか動かないから何とか整理をするのか、そういうところも含めて御検討いただけると、やっぱ

りあると思うから見ちゃうんですね。ですので、そこら辺のことをどうお考えなのかというのを伺いたくて、よろしくをお願いします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

御指摘のように「LOOK UP KIYAMA」のみならず、いろんなところがいろんな情報誌、情報発信媒体を持っていますので、今回、定住促進課のほうでつくるおもてなしマップ、せっかく最新版でつくりますので、そういったところと十分連携しながら、ほかの課でつくっているところも更新するときに情報を使っただけのように連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

これは新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金を取得して行う事業だというふうに伺っております。ただ、タウンガイドマップというふうに言われていますけれども、我々からすると時代に逆行しているようなところもあるかなと思っています。実際、現状で飲食店であればある程度の冊子も出ていますし、今回LINEの公式アカウントも取得されていますよね。その辺との連携的なものを考えることというのはできないですか。A3を二つ折りにしたとしてもそんなに家の中で見てもほとんど持ち歩きというのは厳しい状態だと思います。これに対して100万円の交付金は出るにしても、もう少しほかのネットワーク等、既存の冊子とかとも連携させて有効に使えるような内容にさせていただきたいんですけれども、その辺は十分お考えになった上での内容でしょうか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今回企画するに当たって、まずは従前から定住促進課のほうで移住体験住宅の来訪者の方に配る手軽な冊子をつくりたいというのをまず思っていたというのが第1点です。

職員のほうでワード、エクセル等で手作りで作っていたんですけど、どこかのタイミングで予算を要求してつくろうというふうに考えていたところ、今回ちょうどプレミアム商品

券事業を新型コロナ対策でやるということで、タイミングはなるべく合わせていきたいと思うんですけど、それに合わせて町内にはこういう飲食店がある、こういうところでこの商品券が使えるというような、お客様にとって分かりやすいようなマップができればということ考えているところでございます。

あと、LINEの公式のほうは私、まだ詳しいことは分からないんですけども、先ほども申し上げましたとおり、町内にはいろんな情報発信媒体がありますので、それぞれがばらばらに動かないようにしていかないといけないというふうには考えておりますので、横の連携を十分しながら作成には当たっていききたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかに。河野議員。

○8番（河野保久君）

お願いになっちゃうかもしれないんですけど、けやき台の方には意外と最近、退職されて今からうろつく方が多くなってきているんですよ。新しい顔が夕方の散歩をしていると随分増えてきています。なので、分かりやすい地図にしていきたい、目印とかね。例えば、あそこは知っているだろうじゃなくて、誰でも知っているようなところ、駅なら駅、中心、役場、大体その辺はみんな分かっています。そういうところを中心にやっていただくようにしていきたいのと、僕も目が老眼になってきて、なるべく大きい字でやっていただきたい。せっかくつくってもちっちゃくてほっばらかしになってごみ箱なんかに入れられるようなもんじゃつまらんから、その辺を十分考慮してやっていただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

紙で配るということもありまして、対象のユーザーの方は高齢者の方も多くいらっしゃると思いますし、まだ小さなお子さんも見てもらえるような、どなたにも分かりやすいようなマップをつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

12目．諸費のほう、13節と19節のプレミアム付商品券の件なんですけど、資料をまた追加の8ページにいただいておりますよね。これを読んでいて、なかなか、私ちょっと理解が難しいんですけども、Aは8,000冊、Bは5,000冊、Cは4,000冊で1万7,000冊、それぞれに率が違いますけど、これは何か制限があるんですか。どなたでも幾らでも買えるんですかね、ABCを買いたいときは。それが1点。

それから、分からないのは、Aはどういう業者が取り扱われるのかとか、BもCも。そういう買ったときとかに、例えば、Cを買ったときに、Cは取扱店はここですよというような、そういう明細を書いた資料をつくられる予定でしょうか。そこがちょっと分からないのと、資料の中に商品券取扱店舗募集は書いてありますけど、この商品券を買うためにはどこで買ったらいいのでしょうか。それがちょっとこの中では分からないので、今3つぐらい申し上げましたでしょうかね、よろしくをお願いします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

今回のプレミアム付商品券につきましては、ABCチケット、それぞれプレミアム率が違う3種類のチケットを発行するという事で基山町独自の工夫をしているところでございますけれども、それぞれのチケットで購入の制限を設けるのかどうかということですが、プレミアム率が30%、40%のチケットとなりますと、かなり人気があるというふうに予想をしております、制限なくお買い求めをいただくと多くの人に行き渡らないという面もあると思いますので、ここは何冊制限とするか、幾ら、金額の制限とするか、現在検討中ではございますが、制限をお一人当たり何冊までという、例えば10冊までとかいうような制限を設けたいと考えております。

それから、取扱店の募集について、どの店舗がどの商品券の対象であるかということですが、今回は同時に3種類のチケットを販売することから分かりやすくするために、同じ図柄の色の違うものというような形で、どのチケットがどの店舗で使えるというようなチケットとお店に表示するステッカーなどの色を合わせるなど、そのような工夫をしてみたいと考えております。

Aチケットについては、町内にある事業所全てに募集をかけまして、募集に応募してくだ

さった事業所全てでお使いいただけることにしたいと考えております。Bチケットにつきましては、飲食店応援型というふうに書いておりますとおり、飲食店の営業許可を持たれて町内に店舗のあるお店にBチケット、それから、Cチケットにつきましてはサービス業や小規模な小売店というふうに資料には書いておりますけれども、これまでのプレミアムチケットが町のスーパーや量販店などでその多くが使われている現状を踏まえて、小さな小売店にも裾野を広く効果がもたらされるようにということで、スーパーや量販店を除いたところにCチケットが使えるようにということで考えているところです。

最後に、商品券をどこで買えるのかということでございましたけれども、商品券の販売期間は8月1日土曜日というふうに現在のところ設定をしております、土曜日、日曜日で多分多くお買い求めいただけるのではないかと考えておりますので、今計画をしておりますのは、なるべく3密を避けるために広い売場で販売できればと考えております、例えば、町民会館などをお借りしまして順番にお買い求めいただくように計画をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

このプレミアム付商品券事業、今まで基山町になかったような大事業、これが何で諸費ですか。諸費というのはどこの区分か分からないような、はっきり言って、これは皆さん御存じのように地方自治法施行規則に会計年度独立原則なり適正な費目計上とかあります。この12目の諸費、私も調べたけど、鳥栖市もみやき町にも諸費というふうな漠然とした費目設定はなされておられません。基山町だけです。それも諸費があるのは、その下の14目の防災諸費とこの諸費、こんな重要なプレミアム事業にどこの経費か分からないような予算計上の仕方をしている。

これははっきり言って、事項別明細書の27ページの商工費の3目のプレミアム付商品券費として適正な費目計上をすべきであって、諸費とか訳の分からないような事業費目を出すということは担当課が考えたんですか。どちらですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

2款1項の諸費で組ませていただいているのは、ここの予算の組み方、考え方の中に、例えば、昨年80周年記念事業とかをやりましたけど、そういうやつとか、消費生活向上のような取組を計上する項目ということでありましたので、そこを引用して昨年と同様、ここの諸費のほうにプレミアム付商品券の事業を組ませていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

前にしてしたのでしましたじゃなくて、この費目はどういう費目であるかというのを、適正な予算。そうしないと、これは決算統計上、総務費とか出てくるなら、基山町の商工観光費なり、その事業費として計上されない。基山町の中小企業のために1億5,000万円の大事業をやって、中小企業、商工会を発展させるためにやった費目計上が総務管理費の諸費。訳の分からんような、大体さっき言ったように、私も鳥栖市と小郡市の事項別明細書を見たけど、諸費という費目は全くないとですよ。基山町だけにこの2つがある。だから、諸費とかじゃなくて、適正な費目、款項目別に計上すべきであって、今までがこうしていたからそうですと。私は今の財務会計に関して、課長にどうのこうのじゃないけど、もっと適正にして、これははっきり言って、12月の補正予算で商工観光費に組替えをして、総務管理費から削除すべきと強く思います。どうですか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

この諸費に組ませていただいたのが不適切だとは思っておりません。実際、ここの諸費に計上するような具体的な事例として今さっき申し上げました消費生活向上改善に係るような事業というのはこの諸費で組むことは可能でございますので、7款がどうのじゃなくて、ここに組むことが不適切というふうには思っておりません。ここが妥当だと考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

もうどこまで言ったって一緒ですけど、そういうことじゃ適正な費目設定はできないんじゃないかと思います。町長も諸費がいいと思うんですか。私は、適正な費目に設定して基

山町の予算はこういうふうに使いますよと。なら、極端な言い方をすると、諸費に全部。

よその事項別明細書を見られたですか。商品券、必ず中小企業なりあつとですよ。こういう、私から言えばずさんな会計処理をやってはいかんと。やはり替えることは替えるでやぶさかじゃないと。今まできゃんしとったからこうしとると、そういう感覚じゃできないと思いますけど、町長も財政課長が言ったのでこのままいくということですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

過去にさかのぼって、1350年もそうかな、とにかく今回の場合は、私が説明を受けたのは、まず産業振興的なものだけではなく、消費を上げて、そして、消費を上げるだけではなくてみんなで新型コロナというものに対して盛り上げていこうという、そういう意味合いを持たせると諸費が一番適当という説明を受けて、諸費がそういう意味であれば、みんなで盛り上げていくということで諸費に入れるということで決定したところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。松石健児議員。

○3番（松石健児君）

同じところなんですけれども、この商品券ABC、Aのプレミアム率10%というのは分からなくはありませんが、B、Cのプレミアム率のパーセンテージの設定理由と、Bの飲食店ですけれども、これは国道3号線沿いにはチェーン店が4店舗程度あると思います。そこも対象になるのかどうか、その2点をまずお答えください。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

今回のプレミアム付商品券のプレミアム率の根拠というような御質問だと思いますけれども、Aチケットのプレミアム率10%につきましては、従前からのプレミアム付商品券の率がほとんど10%のものが多かったというところで10%に設定をさせていただいて、消費者の皆様のお力を借りて地域経済の復興を図っていくということで10%にしておるわけでございます。

Bチケットにつきましては、去年、消費税の税率の改正に伴ってプレミアム付商品券を発

行いたしましたけれども、そのときの率は20%、額面5,000円の券を4,000円で購入できるというようなものでした。そのときと比べて今回の新型コロナの影響のほうが消費税の増税よりもさらに影響が大きいのではないかとということで10%上乘せをして30%といたしました。

それから、Cチケットの40%につきましては、飲食店につきましては今までもデリバリーやテイクアウトなどの事業を応援してきたところもございますけれども、それ以上に、飲食店ではないところには支援が行き届いていないというような声も聞こえていたもので、それで、さらに10%上乘せをして40%とさせていただきます。

全体のバランスが大事だというふうを考えまして、追加の資料で出させていただきました9ページのABCチケットごとに経費の内訳を表にしたものでございますけれども、真ん中より少し右のほうですけれども、発行総額の横に「うちプレミアム分」というふうに記入をさせていただいた分がありますが、それがいわゆる臨時交付金を活用して補助といいますか、お得になる分でございます。

ABCチケット、その額をなるべくあまり大差がないようにということでそろえて発行の冊数を決めました。（発言する者あり）申し訳ございません。国道3号線沿いにある飲食店も、飲食店営業の許可を持たれていらっしゃると思いますし、募集をいたしまして、応募して下さるということであれば当然対象にさせていただきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ちょっとデリケートなところがあります。なぜかという、大型店とコンビニを1割だけにしようと思っているので、そうなってくると、いわゆるフランチャイズ的な意味合いのものについては3割を適用するかどうか、もちろん1割の適用にはなりますけれども、3割の適用になるかどうかはもう一回きちんと担当課と打合せをさせていただきます。場合によっては4店舗、いわゆるチェーン店系は1割だけというふうな、そういう感じにしたいと思っています。

それから、御存じのように、こういうのは95%以上大型店に同じでしますと行ってしまいますので、今回、特に小さい店舗、飲食店は今いろいろなことをやっていますが、いろいろなことがやれない、例えばデリバリーとかテイクアウトがやれないような、そういう店舗が非常に苦戦しているというふうに聞いておりますので、4割という特別枠を設けていると

いうふうなことになっております。当然ながら、その4割からは大型店とコンビニと飲食店も除かれるというふうな設定を考えているところでございます。今の4店舗の飲食店のいわゆる中央大手的なものについてはちょっと検討させてください。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ぜひ町長がおっしゃるところを留意してお願いできればと思います。

あと、このBとC、確かに感染拡大中は飲食店に対して時間等の規制で営業を縮小されて非常に困られた飲食店事業者もたくさんいらっしゃると思いますけれども、緊急事態宣言が解除されてある程度一定の営業に戻ってはおりますが、それと、中小事業者も様々な営業的な難しい局面を持たれているところもいらっしゃいますが、飲食店もある意味、小規模事業者でありますので、私はこのBとCに差をつける理由があまり分からないんですよね。実際、飲食店は多少元に戻って、支援もある程度あったにしても、今後これからの対応として非常に難しいかじ取りをされているところもたくさんありますし、それは小規模事業者とさして変わらないと思います。

冊数の違いもありますけれども、この予算内でもその辺の対応が調整できるのであれば、今後検討もして、ここは同率にしてもいいんじゃないか。例えば、30%、40%を逆転するだけじゃなくて、35%、35%とか、あるいは40%同士にして冊数を調整するとか、そういうことは今後もうちょっと検討できないですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今想定しているのが、もうちょっと増えるかもしれませんが、150店舗ぐらいが参加するんじゃないかなというふうに思っています。それで、そのうち大型店が6店舗、コンビニが3店舗、それから、さっきの飲食が4店舗ですか、多分飲食店の許可を持っているのが、動いているのは40店舗ぐらいだと思います。残りは100店舗あります。同じにすると、やっぱり飲食店のほうに寄ると私は思います。ここはそれじゃないところ、しかも数が多いので、そこに行くように差をつけるべきじゃないかなと思って、今考えております。

とは言いながら、今度また2次補正がありますので、今回のやつが8月に売り出す予定で

ございますので、8、9、10、11月ぐらいまでで発売しますので、場合によっては2次補正でも追加で12月に焦点を合わせるような形でまた考えていきたいというふうに思いますので、そのときにまたその率の見直しとかは考えるかもしれませんが、取りあえず最初の出だしとしてはそういう形で行わせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

御存じのように、飲食店は開業しても、やっぱり3密を避けるために席を1つ飛ばしたり、ボックス席を1つ飛ばしたりとか、そういう部分では通常営業に戻っているとは言えないんですよ、現状。そういうところで、やはりもう少し飲食店に対しては今後も手厚い対応をしていかなきゃいけないというふうに私は思いますので、そういう部分では、このとおりでいくのであれば、今後そういった飲食店の反応あるいは最終的に使われた結果を分析していただいて、きちんと議会のほうに報告をしていただくように、ぜひよろしく願います。その辺は可能ですか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

今回のプレミアム付商品券の実績につきましては、また御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

この2款1項6目というわけではないんですけれども、臨時交付金が7,530万円ですか、約21事業に出されておりますね。ほかにも4款とか10款とか7款もありますけれども、例えば、13節の公演委託料、各課長はいろんなことを考えてされたんだろうなと思いますけれども、もし今回出されている部分で新型コロナの関係で開催ができなくなったとか中止したとかいう場合、この臨時交付金の扱い、これは国のほうに返還をしなければならなくなるのか、いや、一度もらったものはほかに流用していいのか、この辺について説明ください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

確かにイベントものについてはまだ先行きが見えない部分もありますので、最悪、中止せざるを得ない場合も出てくると思います。そういった中でいけば、単純に考えると、その分については返還をするという形になります。あとはそれぞれの事業間の費目ごとに流用ができますので、そういったところをまず協議できないかということで国と調整をして、それでも調整ができない分については返還することになるかもしれませんが、なるべく内示をいただいた分についてはそういった返還がないように、国とも調整をしながら費目間の流用などを行っていきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

今言われるように、なるべく返還しないようにしたほうが一番いいけれども、最初に申請する場合、事業名をあまりにも細かく書く中で、例えば、共生社会に向けてのいろんな取組とかありますし、きやまロードレース運営の記念品補助とか、細かく書かなければならなかったのかと。

国のほうは、新型コロナの関係では各自治体で創意工夫をして消費喚起を含めた地域経済の発展、それと、もう一つは地域の政を含めて、なかなか取組が不十分ですから、そこにも力を入れてくださいよと、それに補助しますよというのをやっていますから、もう少し事細かに事業を書かなくてできなかったのかと。そうすると、さっき言った流用ができるのではないかと。今回みたいに小さく21事業に細かく分けて申請すると、なかなか流用ができにくくなるのではないのかと。今回また第2次補正が組まれますから、この第2次補正を組む中においてこの辺も配慮しておかないと事業が中止になったら返還しなければならないという問題が出るとは思いますけれども、この辺はまた対策はされますか。今度の臨時議会に向けての取組、第2次補正に向けての取組ですけれども。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

まずは、資料のほうに21事業ということで分けて説明をさせていただいておりますけれど

も、国のほうに事業の実施計画を出させている分では大きく6項目に分けさせていただいて、その中を細分化したものがこの21事業になっていますので、そういった意味ではそれぞれの、特に6項目の中の1項目ずつの中ではかなり自由度は高いと思っています。

ただ、6項目を出している中で、項目を超えた部分についても国のほうと協議をする中で、ある程度の柔軟な対応はしていただけたらと考えていますので、そういった対応を取っていきたいと思っております。

あと、今度の第2次の分についても、そういったところについては、特に2次については午前中の町長の発言にもありましたように、ある程度出していく事業が絞り込めるのではなかろうかと思っていますので、そういった中では大項目の中で提出するような形になるのではないかというところを考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

簡単に言うと、そもそも議会に出しているほど細かく国には出していませんと。だから、自由に動けるし、仮にいろいろ変わっても、今回の場合は変更承認で国がごちゃごちゃ言うんだったら本末転倒なので、そういうことは通常でもこの地方創生はかなり変更承認で動いておりますので、そこの心配はあんまり要らないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

15ページ、2款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款1項1目、2目、18ページの途中まで。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

18ページの老人福祉費の、ちょっと説明あっておりましたけど、三ヶ敷の風のふく丘の施設の4,100万円の減額、これはもう一度説明をしていただけませんか。全然、私ちょっと聞き忘れたけど、もうあの事業はしないとですか、あの施設を廃止する、その辺ちょっと。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

地域医療介護総合確保基金事業補助金4,115万1,000円の減額につきましてですけれども、こちら園部三ヶ敷にあります認知症高齢者グループホームの運営事業所の廃止に伴いまして施設の建て替え事業計画がございましたけれども、そちらが中止になりました。当初予算で計上させていただいておりましたけれども、全額を減額するものでございます。

同時に、佐賀県の基金事業の対象でしたので、県からの補助金の歳入予算についても減額をしているところでございます。（「今の利用者について」と呼ぶ者あり）今、施設等利用されている入所者の方は、それまで7名の方が入所されてあったんですけれども、2名の方が自宅に戻られて、5名の方はまた別の施設のほうに移られるということで、5月8日に廃止の通知というのが鳥栖地区広域市町村圏組合のほうから出されております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということは、あの施設、今建っていますよね。あの施設は稼働しないということですか。全体の施設は。（発言する者あり）いやいや、あそこの施設ですよ。施設は全部廃園になるということですか。（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

福祉課長、勝手に発言しないでください。

○10番（鳥飼勝美君）

いや、私が言うのは、あの施設は全部なくなるのかと言いよつとですよ。その辺を説明してもらわんと。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

その一角に認知症高齢者型グループホームがワンユニットと、障害者向けのグループホームが2棟ございます。今回、廃止されるのは認知症高齢者型のグループホームワンユニットの分が旧古民家的なところを利用されていた施設になりますけれども、その部分が事業を廃止するというところで、その1棟分が事業中止になるということです。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

13節の委託料のところの介護予防健診及び未受診者訪問業務委託料の359万8,000円、この内容なんですけれども、資料の76ページで長寿社会づくりソフト事業と。町長が選挙の際に選挙公約されまして、ぬくもりのある高齢者の社会に向けての対策を取っていきたいということの一環で始まっているのかなという気がしておりますが、まずは、この業務委託をすることによっていろんな現状の把握をして、また分析をして、その後の展開をサービス向上に向けてやっていきたいという内容だろうと思うんですが、具体的にこの359万8,000円、これはどういったところがどういったところまで踏み込んでやっていくのか、そこを説明してください。（「ちょっと最後のほう聞き取りにくかったんですが……」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長、立ってから発言してください。（「最後の部分が少し聞き取りにくかった……」と呼ぶ者あり）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

この業務委託料の359万8,000円、この内容をもう少し具体的に、どういった業者の方にどういった内容で委託するのか、そこについて説明してください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

こちらの359万8,000円の内訳的なところで申しますと、今回の事業につきましては今年度70歳、75歳の節目を迎えられる町民の方を対象にして、介護予防の講座や簡単な体操、健康

チェック等やアンケートなどを行う介護予防健診を予定しております。

委託する事業者については、そういった介護予防的な事業を行っている事業者のほうにお願いをしようと考えているところでございます。また、一応町民会館等で集団的な健診というか、そういった講座を行おうと思っておりますので、ただ、それに参加できなかった方につきましては個別に御家庭を訪問して、同様の健康チェックやニーズ調査のほうを行いたいと思っておるところでございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

福祉課職員は非常に今忙しい状況かなと思うんですが、職員の方がこの委託料と並行して一緒に動かなきゃいけないようなことがあるのかどうか。言えば、未受診者の家庭に入っていくということになると、業者が直接入るということは難しい面もあるんじゃないかと思いますが、そこら辺はどうなるんでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

職員の関わりというところでは、例えば、会場の準備等、その辺については職員が関わっていくものと考えております。また、個別の訪問につきましては、一応事業者のほうでお願いしようと考えておりますけれども、なかなか事業者だけのアプローチでは困難ということであれば、職員のほうも立ち会って行う必要があると考えております。

また、最終的には実績というか、結果、そういったことについて分析していくことは当然、データをいただいて職員のほうでやりますので、その辺のところ、職員のほうもまた関わっていく必要があると考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

分析は職員がやられるんですか。実際、いろんなアンケートを取ったりというのは作業量が多いと思うんですが、分析のその大まかな部分というか、8割方というか、そこは業者が業務委託の内容の中で出すべきものかなと私は思うんですが、また、それを見て業者と――

業者というか、ちょっと分かりませんが、その機関と打合せをしながら、満足ある成果品をいただいて、今後、町長が考えられる施策の一手が読み取れるような中身のある成果品を出していただきたいなと思います。また、そういった報告をいただきたいと思いますが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

すみません、私先ほど、説明がおかしかったです。分析までについて委託する業者のほうからいただきまして、そのニーズ調査、アンケート調査の結果を基に町のほうで行う今後の施策に発展させていきたいと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかに。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

資料の76ページに長寿社会づくりソフト事業ということで詳細は書いてありますけどこの中の6の事業計画・内容の概要のところ、「70歳、75歳の節目に」ということを書いてありますと、これはあくまでも70歳と75歳が対象で介護予防健診を実施されるということなんでしょうね。ちょっと分かれば教えていただきたいのが、令和2年に70歳と75歳になられる方は基山町にどれぐらいいらっしゃるんですか。そのいらっしゃる全員の方に介護予防健診を実施するわけでしょうから。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今年度、70歳、75歳を対象に事業を進めていこうと考えております。人数的なところなんですけれども、今年度70歳になられる方で328名、75歳で146名の方を現在把握しております。一応、これは令和2年度の単年度事業と考えておるんですけれども、今後、年度年度、また続けていくことで5年間で70歳から74歳までの方が把握できて、また、その6年後には今年度70歳で受けられた方が75歳で受けられるということで、今後続けていくことで5年スパンで約3,000人の方の状況を把握できるものになるのではないかと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今の報告によると、70歳と75歳が四百五、六十人いらっしゃいますよね。そういう方たちに健診のお便りか何かされるんでしょうけど、それを町民会館を利用してしたいと、このコロナ禍の時期にですね。やはり密になってはいけないし、70歳はまだ大丈夫でしょうけど、75歳になると、若干後期高齢者になりますよね。そういう方たちが介護予防健診を呼びかけて来られるかなという感じもします。

それで、やはり場所を町民会館に1つに集めるんじゃなくて、公民館を利用するかしたら、近かったら歩いてでも行かれるじゃないですか。だから、そういう1か所に集めるんじゃなくて分散して検討されてはいかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

開催につきましては2か月置きぐらいで、人数がそんなに多くならないような形で開催を考えておまして、今年度、8月か9月ぐらいからの開催になるんじゃないかなと思いますけど、3回から4回ほどに分けて開催できればと考えているところです。また、どうしても体調の状況等で会場に来られないという方がいらっしゃれば、個別訪問という形で状況把握を実施してまいりたいと考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

福祉課長、さっき長寿社会づくりソフト事業は単年度で考えているけど、ただ、引き続きやっていきたいという曖昧な回答だったんですよ。引き続きやるんですか。僕はやってほしいんです。というのは、単年度でやっちゃうと引っかからない人がいるわけでしょう。少なくとも、これから高齢者は増えるわけだから、単年度で終わっちゃっていたら、せっかく400万円、500万円ぐらいの金で済むんだったら、僕は継続事業で、ここに完成年度、令和2年と書いてあるのを見てがっかりしました。なので、そういうあれでやっていただく気はないですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

すみません、こちら単年度事業というふうな表現をしていたのが、こちらの事業が公益財団法人地域社会振興財団の交付金事業として行う分については令和2年度の単年度事業となっておりまして、今後は介護保険組合からの受託事業の一環として実施できるものと考えておりますので、次年度、令和3年度以降はそういった受託事業費を元に行っていけるといいなと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ここで2時10分まで休憩いたします。

～午後2時 休憩～

～午後2時10分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

事項別明細書の20ページ、3款2項1目、2目、21ページの途中まで。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

20ページの2目の基山っ子みらい館費の報酬のところ、説明では、基山っ子みらい館の子育て交流広場、あれを社協のほうに委託していたけど、保育園と子育て広場は直営で連携してやっていくという報告をいただきました。なぜ直営で連携してやっていくのか、また、やっていく経過、それから、ここに会計年度任用職員報酬が350万円ほど出ていますけど、それは連携するためにこの職員の報酬が出ていますけど、この報酬は何名分があるのか。そして、これは7月から来年3月いっぱいまでだと思いますけど、その後、令和3年4月以降、それも直営でされるのか、そこをお尋ねします。

○議長（品川義則君）

今泉こども課長。

○こども課長（今泉雅己君）

議員おっしゃるとおり、今現在は子育て交流広場を社協のほうに委託をして、交流広場の運営事業のほうを行っております。ただ、みらい館として一つの施設でございますので、事業として連携して行う事業は多数あることが想定されております。ですので、今回募集するに当たって、交流広場の職員の人材等の確認もしましたけれども、保育士の免許を持ってい

る職員等は相当いらっしゃると思います。ですので、直営としたほうが保育士の免許も持っておりますので、保育園の人材確保にもつながると。それから、保育園のほうのシフトでどうしても時間帯によって少ない時間帯等もあるんですけども、そちらも併せて運用ができるのではないかとということで、今回、直営というふうにさせていただいております。

それから、来年度以降についてもそのまま運用ができればというふうに考えているところでございます。（「何名」と呼ぶ者あり）

すみません。常時2名体制で運用ができるように、今想定をしているところです。

○議長（品川義則君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

3款2項3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款1項1目、3目、4目、23ページまで。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

22ページの衛生費、要するに虐待とかの部分は今質問事項のところですかね。（「23ページ」と呼ぶ者あり）22ページの4款1項1目よろしいですか、議長、そこは。

○議長（品川義則君）

はい。

○4番（大久保由美子君）

その1節のところ、たしか虐待などの対応をするために臨時職員の報酬を上げてありますけど、この職員は、要するにそういう虐待等々の対応ということであれば、そういうところの若干専門的なものをお持ちの方を雇われるのでしょうか、普通の方なのか、そこら辺を教えてください。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

4款1項の1節の報酬のところの会計年度任用職員報酬というところで、要保護児童対策、

先ほど言われました虐待等の対策というところで報酬のほうをお願いしております。これにつきましては、有資格者で社会福祉士のほうを採用しているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それから、虐待の件数というか、相談件数が多いような話を聞きましたけど、いずれに比べて——以前といたら、二、三年前に比べて何%ぐらいそういう相談事があるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

ちょっと数字的なところは今持ち合わせておりません。感覚としましては、大体要保護で見守り対象等になっている方というのは、例年単年度で終わるということはございません。毎年毎年続けて、転出等がない限りはうちのほうで対応していくというところでございますので、内容的なところにつきましては非常に難しい事例等も多くなっているところは多々あると考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

4款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

5款1項1目。末次議員。

○5番（末次 明君）

松田町長にお考えを伺います。

基山町が力を入れるところはここでしょうかということなんですけれども、21節の貸付金、生涯現役促進地域連携協議会貸付金なんですけど、生涯現役といいますと響きは非常にいいんですけども、ずっと働きなさいということにもつながるわけですね。それを国もそういう

形で勤めてあるかと思うんですけれども、追加資料の10ページの事業内容とかを見ますと、企業企業というのがたくさん出てくるんですね。私は企業といいますか、企業の求人とか、仕事というのは需要と供給のバランスで、企業は困れば自動的にどんどん人を雇うための算段を取るわけですよね、必死になって学生を集めたり。それと同じで、今度は、基山町は基山町でハローワークなり無料職業紹介所を設けていますから、私はそのところに基山町があえて踏み込んで、これ以上仕事の世話といいますか、こういうふうなことを支援していく必要はないんじゃないかなというふうに思って町長のお考えをお聞きします。これを勧められている理由をお聞かせください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

先ほど70歳のときの人数300人超えと、今の小学生が1学年150人もいるかいけないか分からない。そういう中でいうと、まさに実は65歳から70歳ぐらいが一番多い人口のところなんですけれども、そういう方々のことを今からきちっと分けて、働きたい人、少し働きたい人、ボランティアしたい人、交流というか、そういうことをやりたい人、それから介護とか、きれいに分けていくことが、これからまず大事なことだと思っております。

そういう意味では、先ほど特別定額給付金のあと400世帯ぐらいまだ申請が出てきていないところを今からきちんと見ていきますから、例えば、その400世帯の中に一人暮らしの高齢者世帯とかがあれば当然ながらそういうところは一番やらなきゃいけないところなので、そういう区分的なことをきちんとやっていかなきゃいけないときに、これは厚生労働省の補助金を取りあえず満額で借りて払っておいて、後で全部もらうという形で1年間に1,600万円ぐらい3年間やれますので、逆に言えば、高齢者の実態をきちっと調べるときには使えるなというふうに思っています。

加えて、本当に働きたい人がまだ65歳から75歳ぐらいまでの間にはかなりおられると思いますので、このマッチング率も高めていきたいし、場合によってはシルバー人材センターとか、SGKなんかの強化にもつながっていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、この事業と先ほどの介護予防事業、そして、一番最初に申しあげました特別定額給付金でまだ未申請のところ等のフォローアップみたいなものを最終的には全部総合的にまとめていきながら、一つの基山町の高齢者対策みたいなことを完成させたいというふうに思ってい

るところでございますので、これだけ見ると、これだけしかやらないように見えますが、そういうふうに通きたい人、それから、ボランティアぐらいまでをここで調査をきちんとしていきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

私議員になりまして、会社を辞めて、農業にもちょっと携わりながら、自分の地域で生活しておりますと、結構定年が延長になったり、60歳になっても辞めない、65歳になっても辞めない、70歳まで働こうという人がたくさんいるわけです。私が今、周辺の人に勧めているのは、もう65歳になったら辞めましょうよという話をしょっちゅうしているわけですね。そして、企業、要するに地域のいろんな活動に力を入れましょうと。例えば、6区でしたら森林組合があるから、森林組合の役員、農業共乾みみたいな場所もあるから、共乾みみたいなところで働こうとか、ベースになるのは農業ですから、農業をしましょう。あるいは、各種老人クラブとか、今、なかなか大きい組織にならずに小さい組織でまとまっていますけど、こういうところの役員もまだ仕事しているからということで、70歳でも仕事をして企業に勤めると簡単に休めないわけですね。

そうすると、基山町にやっぱり一番してほしいところは、この中に書いてあるのでいいなと思う事業内容としては、高齢者向けのセミナーとか、生活設計のセミナー、こういうところは本当にどんどんやってもらいたいんですけども、だから、私はこれのウエートを町としてはできるだけ会社を辞めてもできるようなセミナーをどんどん、それは収入は減るかもしれませんがそれでも、その辺は上手に金を使ってセミナーの先生を呼んできて、地元に貢献していただく、さっきおっしゃったようなボランティア活動とかSGKで何かを作業するとか、そのあたりにぜひ向けてほしいんですけど、そのあたりはまだこの中からもずっと力を入れていけますかね。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

申請書にあんまりそこをやりますと書くと対象にならなくなってしまいますので、そこは上手にウエートを考えていくというふうなことになるのかと思います。この申請書自体は年

を取ってもまだ働けるようにうまくマッチングしていきましょうというのがメインでございます。

それで、今おっしゃったように1区から7区までぐらいはそういう地域かもしれませんが、けやき台とかはまだ、それこそ今働いていて、ぽつと辞められたからといって地域活動にということは急には難しいかもしれませんので、地域の企業で少し働いていただくような、そういうこともあるかもしれないなど。その辺は逆に調査をしていながら、どういうふうになっていくか、基山スタイルというのを考えていけたらいいというふうに思っております。

ただ、繰り返しになりますが、一人暮らしの高齢者対策をきめ細かにやっていくという大きな目標がございますので、その途中にみんなが集まる通いの場であったり、みんなで交流する場であったり、そういう段階も出てくると思いますので、ここは予算の取り口として、そういう高齢者の雇用という予算の取り口を厚生労働省に対してやっているということで御理解いただければと思います。問題にはならない範囲で上手に使っていきやすいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

関連ですけれども、私は担当課に伺います。

これは佐賀県の労務局からの受託で協議会をやっていくということで3年間の事業ですけれども、これはハローワークとかがやっていくような仕事で、都市によって違うんでしょうけれども、高齢者に対しての補助等を企業に出したりしていろいろ活性化も図っているところをあえて町が、受託業務でしょうけれども、やる必要があるのかというのが少し疑問に思うんですが、ましてやこの3年間の中で最終的な事業利用者で雇用保険対象者が9名、20時間未満の雇用者が17名、無償ボランティア人数が17名、これに1,647万4,000円をかけていくということ自体が非常に理解しにくいんですけど、町長も先ほどおっしゃいましたけど、これは本当にハローワークのほうの仕事じゃないんですか。

ついでに、もしよければ生涯現役で健康とかのことを、先ほどの事業でもありましたけど、70歳、75歳とかの健康のこともいろいろ今後配慮していく。そういうこともやっているから、別にこういうことを調査しないと、健康状態とか高齢者の介護問題とかがこれやることでクリアになるという、問題は特別これには重要な問題ではないと思うんですよね。その辺も

含めてお願いします。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

生涯現役促進地域連携事業につきましては、基山町の課題になっております高齢化に対しまして全国よりも速いペースで基山町の高齢化は進んでいるというようなことで考えておりまして、ここで書いております企業とのマッチングというようなところは、議員おっしゃいましたように、3年間の累計で申し上げますと大きな数字にはならないということかもしれませんが、まずは大事なのは生涯現役ということのとおり、高齢の方々が生き生きと暮らし続けていただけるということが大変重要なことだと考えておりますので、就労をしたい方、働きたい方には働きたい内容の仕事があるというのが大変望ましいことで、仕事、事業の開拓、企業も現在のところ、先ほどお話にありましたように必要ならば若い人をたくさん入れてでも労働者を増やすというようなお話ございましたけれども、高齢者のできる職種や業務、それから、就労時間の調整など、そういうところを企業向けにもセミナーを行っていきたいと思っているところでございます。

あと、就労ということだけではなく、目標値に掲げております無償ボランティアの人数というようなところにも現れてまいりますけれども、地域で生き生きと過ごしていただける高齢者を増やしていきたいというようなところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ハローワークの話がありましたので、もともとこれは厚生労働省佐賀労働局ハローワークの元締からの委託なので、ハローワークだけだとうまくいっていないので、地域も協力してくださいという事業でございますので、ハローワークとバッティングするような話ではございません。一緒にやっていく話です。

それから、数値目標も、あれぐらいで厚労省が満足してくたれので、あれぐらいの数字にしていますが、5倍ぐらいは考えております。5倍で出していて、厚労省からやっていないじゃないかと言われるのが怖いので、これぐらいの数字にしていますけれども。

○議長（品川義則君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

労働局の件は分かります。あえてそれを分かった上で意気込みをちょっと伺って、本当にハローワークと違った視点でどれぐらいの活動でこの内容をやっていくかというのをあえて伺っただけで、実際にこの後ちょっと質問しようと思ったんですが、やっぱりそこで今、町長がおっしゃいましたから、本当はこれは担当課参事に言っていただきたいぐらいなんですけど、やっぱり目標値は、これはそうですけど、数字の上ではこうだけど、実際はこれぐらいを頑張っていくますというそれぐらいの意気込みが欲しいんですよ。それに予算1,600万円強もかけての実績としてはあまりに低過ぎると私は思います。ぜひそのことは踏まえた上で事業をやっていただきたいと思っておりますけど、改めて御意見を申し上げます。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

目標につきましては、この事業利用者のうちの就職者数ということで掲げている数字でございまして、多く掲げ過ぎてできなかったときに事業の見直しをと言われるのが大変つらいところもございましたので、これぐらいの数字というようなこともございますけれども、実際には昨年度1年間で基山町の無料職業紹介所で高齢者の就職のマッチングができましたのは6件でございますので、現実的な数字ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

同じページのところなんですけれども、まず、今の松石議員が尋ねられたところの追加資料の10ページ、この事業の中にやっぱり直営がすごく多いですね。ということは、会計年度任用職員、ここはそういう方をまた何名ぐらいか募集される事業でしょうか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

この生涯現役促進地域連携協議会で総括員として職員を1名採用というか、雇用をしたい

というふうに考えておりました、10ページの表の一番下の事務費というところで協議会総括員の人件費ということで考えています。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

分かりました。それで、19節の緊急雇用助成金の450万円、簡単に御説明いただいたのは雇用のマッチングで、要するに今回の新型コロナで解雇されたり失業されたり、そういう方たちをまた新たな事業者が雇用した場合の緊急雇用助成金というようなことで説明を受けたと思います。それで、事業者に雇入れをしたら15万円掛けるの30件分を予算計上されていますけど、例えば、1業者がお二人雇ったらどうなるんでしょうかね。それと、ちょっと資料がないんですけど、この雇用というのはどこまでが雇用なんですか。正社員としての雇用なのか、アルバイトとしての雇用なのか、そこら辺がこの事業が読めないの、ちょっと御説明ください。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

これは新型コロナ対策の臨時交付金事業ということで、今回提案をしている事業でございますけれども、議員おっしゃいましたように、新型コロナウイルスの影響で解雇や雇い止めなど就労機会を失った個人を町の無料職業紹介所の紹介で雇い入れてくださった事業主に対して1人当たり15万円の助成を行おうと考えているところでございます。

どのような労働者かということでございますけれども、これは週20時間以上の所定労働時間がある労働者ということで、いわゆる雇用保険に加入をしていただく労働者ということで予定しております。ある一定期間、長い期間にわたって雇用していただきたいというふうに思っておりますので、アルバイトとかではなくて6か月以上雇用をしていただける、契約を結んでいただくというようところで今考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

今の説明の中では、町の無料職業紹介所、要するに1階にあるそのことですか。でも、

今は要するに解雇された方が多いかもしれませんが、今さっき実績がハローワークで6件とおっしゃって、すごく厳しいんじゃないかなと若干思います。ですけど、せっかくこういう予算をつけられたんだから、これを可決した後はぜひPRしていただきたい。広報にでも載せて一人でも多くの雇用が町の——町じゃなくてもいいんですよ。いろんな町内外のところに雇用されれば、事業者にお一人15万円でしたよね。ぜひそこら辺を情報発信していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

基山町に今設置しております無料職業紹介所では、年間大体30名から40名ぐらいの雇用のマッチングが成立をしております。その中で、先ほど高齢者の方が6件ほどマッチングできたということでした。コロナ禍の状況で職を失った方はもちろんでございますけれども、一方で、労働者を雇い入れる側の企業としても大変苦勞が多いというふうなことで聞いておまして、そのような企業に労働者をこの機会に雇い入れてくださるというところには支援として支援金を支給させていただきたいと思いますので、PRをして雇ってくださる、求人を出してくださる企業、事業者を募集させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

6款1項2目、5目、26ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目、2目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

27ページ、1目の19節。産業振興協議会補助金、これを今回また新型コロナの事業ということで通信販売をどうと——ちょっとごめんなさい、思い出せないけど、そういうふうな事案だったと思います。それで、これは私ちょっと、前からこの産業振興協議会というのがありますよね。ここに入っていらっしゃる会員じゃないとできないんですか、それとも新たに

基山町の中で自分でそういう通信販売でしたいという方がいらっしゃった場合はそこにも補助金が出るのでしょうか、そういう支援をすることができるのでしょうか、ちょっとそこら辺が分かりませんが、どういふことでしょうか。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

産業振興協議会に加入していただいている、今会員が100名程度おりますが、その会員で通信販売のサイトを立ち上げております。それで、今回新型コロナの影響で非常に注目をされている通信販売につきまして、ぜひ加入をしたいとおっしゃる業者をこの機会に募りまして、産業振興協議会に入らせていただくことはもちろんですが、通信販売のサイトへ掲載する手数料や登録の費用などを一部助成をさせていただきたいというふうに考えています。

（発言する者あり）すみません、現在は産業振興協議会に加入していただこうと考えております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

それで、私もこの産業振興協議会が今どういう状況で動いているかを確認しておりませんが、今現在100名ぐらいの会員がいらっしゃって、通信販売のサイトで実際どれぐらいの動きが年間あっているのでしょうか。もちろん、そこも充実すべきじゃないかなと思いますので、それに新たにまた立ち上げたい方には募集をするということですかね。ちょっとそこら辺を。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

産業振興協議会が行っております、きやま通販というサイトですが、現在、すみません、ちょっと数は分かりませんが、十数社の業者、事業者がサイトを利用して、品目では、大変申し訳ありません、数が分かりませんが、商品を扱っております。年間金額にいたしまして、販売金額ではこれまでは年間20万円から30万円程度の売上げがっております。

○議長（品川義則君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

まず、そこを充実させるべきじゃないですか。もちろん、一般の通販の方に呼びかけて募集を受けるのも大事ですけど、まずそこからじゃないかなと思いますので、力を入れていただきたいと思いますけど。

○議長（品川義則君）

山本産業振興課参事。

○産業振興課参事（山本賢子君）

PRが足りない部分もあると思いますので、頑張ってまいりたいと思います。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款2項1目、2目。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

8款2項2目13節。委託料、城戸1号線外2路線改良設計、松田町政になって中山間地の生活環境整備、道路整備、私はこれをずっと要望してまいりまして、初めて中山間地、これは丸林地区ですけど、こうして年次的に計画性を持った待避所設置というのは、私は町長の熱意を感じて、これについて非常に期待をしております。

ところで、基山町中山間地も含めて、市街地も含めて、狭隘な生活関連道路は相当数あるんですよ。だから、ここを3か所だけされてあるということですけど、これは年度計画を実施計画か何か策定して、基山町内の狭隘な生活関連道路について調査をされて、この3か所を取りあえず今年度やろうという考えなのか、取りあえず3か所以上できんばってんちょっと予算のあるけんそしようかと、どういう考えでこの3か所を設定されたのか。

私は当然、基山町の生活関連の狭隘な待避所の策定、交通安全上から防災上から必要だから、こういう計画に基づいてされたと期待しておりますけど、その辺はどういう経過ですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、この3か所につきましては、言われますように災害に向けております。まず地方創生の事業につきましては、白坂久保田2号線の交差点の三国・丸林線と交差する交差点から城戸1号線がうそん谷線との交差点まであります。それから今度、宮浦の方向のうそん谷線と深底線、これにつきましては以前より要望等、狭いという、そういった車の離合ができないという要望は以前よりございました。たしかうそん谷線はまちづくり提案もございました。そういった中と地方創生の補助事業とのマッチングが、基山（きざん）までの連携という形で道路局、林野庁の林道など、そういった補助事業とのマッチングがうまくできましたので、今回上げさせていただいて、事業を計画的に進めさせていただいております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

非常にいいことです。私はこれを期待しておりました。結局、生活関連の道路なくして、生活の安全・安心とか、いろんな面で重要です。はっきり言って、町長が言われるように、基山町も町外から人口増を図るということも大事です。しかし、今住んである町民の人たちの生活関連道路なり生活環境整備がよくなることによって、基山町に住んでいきたいという方も増えてくると思います。今のお話を聞くと、ただそういう丸林線と三国線があるとか、私から言うと、ああ、ちょうどあったけんで思いつきでしたなど。そうじゃなくて、生活関連5か年整備計画とか、そういうのを年度計画してやると。私はこういった取組をしていただきたいと思っておりますけど、町長はそういう考えは全くないでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、白坂久保田2号線を社交金でやろうとしたら何年でやれるか分からないということで、地方創生の交付金に狙いをつけました。地方創生の交付金は55%じゃなくて50%と割合は落ちるんですが、結構大きな額がつきます。ただし、そういう幹線道路だけでは駄目なんです。そういう意味では、今から4年ぐらい前に土田君がおったときに3年間の計画を立てて、そのときにやる、いわゆる白坂久保田2号線とセットにする場所を3か所ぐらい選んで、それは農水省のチェック、国交省のチェックを経て、その計画が通って、順次やってきているということでございますので、行き当たりばったりでやっているわけではなくて、もう3

年前からやる場所が決まっていてやっているということでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

はっきり言って、私の私見で個人の考えですけど、うそん谷線、基山町の山間部の重要な丸林から宮浦に抜けて野球場前へ行く、園部へ行く、あれが昔の古代の大事な道路なんですよ。あのうそん谷線は、私は前から改良して広くなしてくれと、すべきと。しかし、それはこの待避所だけでしょう。私はうそん谷とか、そういう重要な町道については道路改良事業として4メートルなりを考えて、ただ待避所を造っただけじゃなくて、建設課長、大変でしょうけど、その計画——計画計画と言うと、また条例で計画せんと言われるといけんけど、この計画というのがやはり大事で、それには期限を切って5か年程度、過去に基山町も防犯灯整備5か年計画ということで防犯灯関係も10年ぐらい前にやりました。やはりこういう生活関連の大事な道路整備、そういうものについてはぜひ整備計画をつくってほしいと思っていますけど、町長は今のところ全然つくる気はない。副町長もつくる気はない。ぜひつくってほしいんですけど。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

道路計画を個別計画としてつくるという話は何回もしているので、それが覚えていらっしやらないのか、わざとされているのか、非常に私としては疑問に思うところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

8款5項1目。大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

30ページの8款5項1目の11節と18節、定住促進課と申しますけれども、今回新型コロナ対策ということで臨時交付金を使って、本桜団地を14室と割田団地の1室の修繕、これが新型コロナ対策、もちろん私、万が一災害が今から増えたときに緊急避難場所じゃないけど、家が以前、丸林みたいになった場合、どこかにその方たちがお住まいになるためのこういう住宅を確保することはすごく大事なことと思います。

それで、新型コロナもそういう関連性からくるとありなのかというのがあります。ですけど、そこに本桜を14室というすごく多い、割田はもともとがあんまり空き室がないから1室なのかもしれませんけれども、ちょっとそこら辺を説明ください。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

今回、町営住宅の改修という形で計上させていただいております。まず、本桜団地につきましては、4階建ての4階部分が13室、それから、割田団地が1室空いておりましたので。14室の根拠としましては、まず割田団地、本桜団地の4階部分でございます。これは昨年度から高層階の空き室対策ということで取り組んでおりましたので、今回新型コロナの影響がなくても、今年6月補正、また9月補正ぐらいで住宅の修繕という形で、これは上げようという予定はございました。実際に6月補正でこの新型コロナの関連ではなくて別に修繕として上げる予定にはしておりましたけれども、今回新型コロナの臨時交付金が出るということで、これは各課知恵を絞って、何とかこの臨時交付金に引っかかるように、知恵を絞って予算を獲得するというところで、少し、今言われたように客観的に見ると関係性が薄いように見られるかもしれないんですけども、実際にセーフティーネットの住宅として問合せもいただいておりますし、町営住宅に関しては今年も4月から7件申請をいただいております。昨年は8件入居があったということで、内装の改善をし出してからは、やはりもともと基山町は立地がいいところですので、町営住宅の需要がまた少しずつ増えてきているところもありますので、新型コロナに便乗してはいけないんですけども、町営住宅の空き室対策ということで、広く外に周知をして基山町の人口を少しでも増やせるようにということで新型コロナ対策に合わせて今回住宅の改善をさせていただきたいということで計上させていただいております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

定住促進課長の正直な答弁の後に、新型コロナはいつまで続くか分からないんですね。だから、急によくなって7月、8月ぐらいからよくなってしまえば、今の定住促進課長が言うとおりなんですけど、ずっと悪くて悪ければ、例えば、来年とか、下手すれば再来年まで影響してくることになりますので、今住んであるところが厳しい状態になる町民の方も当然あると思いますので、その受け皿として町営住宅をきちんとしておくというのは、コスト面から見ても間違いなく新型コロナ対策になると思っています。それは少し長めの新型コロナ対策ということになりますけど、今すぐというわけではございません。その辺のところもぜひ御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今の説明でちょっと気になっているんですけど、町民の方から政府の臨時交付金、新型コロナ対策費だけに使えと、そういう声を聞いています。それで、ちょっと私、違和感があるかなという感じも、町長の説明では、いや、それと関連すると言われたので、私もそうかなとは思うんですけども、そういう声が出ているということで、第2次、今日から国会の審議が始まっているんですけど、来る1億5,000万円にしても、もちろん引っかけるとは非常に大切だと思うんですよ。できるだけ基山町のお金が、要らんならそれにこしたことはないわけですけども、その辺については十分配慮しながら、第2次、第3次支援、第4次になるかもしれんけれども、やっていただきたいと、こういうふうに思います。町長、お考えをどうぞ。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

先ほどもお答えしましたが、今度の第2次の臨時交付金の使い道について、今議論しているところがございますので、なるべく早く固めて申請の前に臨時議会をやらせていただいて、皆様方とまた臨時議会で議論させていただきたいと思っておりますし、臨時議会を待つまでも

なく、こういう施策が必要なんじゃないかということがあれば、ぜひ個別にも各議員からいろいろな意見をいただければなというふうに思っているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（品川義則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款2項1目、2目、3目、4目。末次議員。

○5番（末次 明君）

このGIGAスクール構想の実現に向けた情報ネットワークの整備事業なんですけれども、これというのは、今回、新型コロナウイルス感染症があったから予定が早まったんでしょうか、既にもう予定をされることになっていたんでしょうか。もしも以前から考えてあったということであると、大体ふだんからどういう形でこの機器とか、あるいは自宅で子どもたちに使っていただくというふうな構想を持ってあったんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

GIGAスクール構想については、これは新型コロナウイルス対策という部分より前に、昨年度から出てきておりましたので、それで令和5年までに間に1人1台の端末を整備するという形で出ておりました。基山町としても、我々としては令和3年度から、3、4、5年度の間に3分の1ずつの整備をやっていこうということで、いろいろ調査をしながら準備をしていたところです。

今回、新型コロナウイルス関連というところで学校の休校等もございましたので、そう

いったオンライン授業を急速に整備するという部分、それから、やはりICT教育によって学力格差をつけないような教育をやっていくという部分がありましたので、今年度前倒して整備をするということで、今回予算のほうを計上させていただいているところです。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

大事な点をもう一点だけ。今回、まだ歳入には入れていないんですが、第1次の臨時交付金7,500万円町に来たやつは、第1次の臨時交付金の中では7割しか配分されていません。残りの3割は、ある一定の事業の裏負担の一部に使えるような話に今なっております。このGIGAスクールは、その裏負担の中、候補にすごく中心的なものとして入っておりますので、もちろん全部裏負担がこれで使えたら、うち、ただで全部整備できるんですけど、さすがに全部は無理だと思いますが、今、ふるさと納税で歳入に入れている部分の多くが臨時交付金に切り替わる可能性がありますので、今年度チャンスということで、この1年にかかけました。

本当はもっといろいろ考えなきゃいけないんですけど、これが全部もらえるということになれば非常に大きいということで、その部分があるということもプラスで御理解いただければと思います。ただ、これはまだ、この資料の中には出てきておりません。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

今回の新型コロナウイルスの感染症で、やはりその国際競争力というのを考えると日本の弱点が見えてきて、ここで取り組むというのは非常に重要なことだと思うんですけども、やはり学校の今の先生たちのレベルでこれだけの台数の機器を使いこなしてするというのも非常に難しいかと思うんですが、そういうふうな超高度な技術を持った方の職員といいますか、派遣というか、そういう方はちゃんと準備されるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

課長から説明がありましたように、もともとは令和5年を目指してこのGIGAスクール

構想というところに取り組みようとしておりました。令和2年度にネットワークを整備して、今無線LAN環境、各小・中学校あるんですけれども、一教室で40台使うとなると、それに耐え得る環境になっていないということで、ネットワーク整備は今年度中、来年度からは、順次3か年で端末を導入しようというふうに考えておりました。

ところが、今回新型コロナウイルス関係で休校期間がありまして、文科省のほうも、第2波、第3波に備えて全ての学校に1人1台端末を入れてオンライン授業等に対応できるようにというふうなことになりましたので、基山町でも今年度整備する方向にしたわけです。

今、議員が御心配されている先生たちがそれに対応できるのかというところについてでございますけれども、入れるからには対応しなければなりませんので、そういった専門的な職員を入れるかどうかも含めて、町のほうに指導主事もおりますし、私どもも今後勉強してまいりたいと思いますので、入れるからには学校で積極的に使えるようにしっかり先生たちに研修の機会を与えて、働き方改革と若干逆行するところもあるかもしれませんが、入れることによって非常に、教材開発とか、そういったところが繰り返し使えるようになりますので、便利になる部分はありますので、有効に活用していきたいと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

末次議員。

○5番（末次 明君）

それと、小学1年生から中学3年生まで1人1台ということになると、いろいろ故障とか、子どもが使うわけですから、そういうところから考えると、今年度これだけの金を使って導入したとしても、来年度以降、毎年大体どういうふうな経費がかかってくるというのは計算をされて今回この予算を計上されているんでしょうか。来年度以降とか、おおよそどういふのにかかりますというのとは。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今年度、導入費用の中には端末の代金と、あと設定費と保守の部分も含めたところでの予算を上げさせていただいております。故障等に関しても、そこがある程度見れるような形でやっていきたいとは思っております。具体的に、来年度以降でどれぐらいの経費がかかるか

というのは、正直、まだ計りかねているところではございますけれども、今年度の予算、先ほど町長からもありましたように地方創生臨時交付金等もあります。そういったところで、やはり今年度入れたほうが将来的にも有利だと思いますので、その中で、次年度以降もなるべくランニングコストのかからないような方法を考えながら、今後、機種選定等には取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

ほかに。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

非常に革新的で、いろんな教育委員会なり御努力で、私はびっくりしました。単年度でこれだけの、1億2,000万円の事業費を。ただ1つ、私はトラウマで、前回の大規模校舎の予算はついて補正予算はしたけど、取り下げましたと、交付ができませんでしたという苦い経験があるんですよ。大規模改造計画が。佐賀県内で何市町があつて、今年から全部の小中学生にパソコンを1台やるというのは、県内の教育委員会というか、私立学校はいいです、公立学校でどういうふうな整備状況なのか、基山町は今年度でされる計画、予算が上がっていますけど、これがよその市町は全部今年の予算ですなのか。恐らく今年の予算で全部はしきらないとは思いますが。

それと、さっき言いましたように、この事業の内示はもう完全にもらっているのか、本当に1年でできるのか、ちょっと私、その不安があります。中学校の大規模改造計画、予算は上げましたと、予算の取下げをしているんですよ。そういうことはないと思いますけど、それと県内の設置状況、今年全部してあるのか、それか、現在の県内の公立学校の現状でもいいですし、今年設置するのと来年度以降になるか、その辺の状況が分かりましたらお願いします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今回の6月議会で予算をつけて、国の補助金が来ないのではないかと御心配はあると思いますけれども、これに関しては、今年度の国の補正予算の部分で昨年、令和元年度で整備しているところも一部ありますけれども、それ以外の全国の小・中学校の整備部分、そこを網羅するところでの予算枠の確保をしているということで文部科学省には確認をしております。

ます。

県内も、今の時点では全てというところではなし、まだ半分ぐらいの市町だと思えますけれども、それ以外でもまだ検討されているところもあるというふうには聞いております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

結局、ここは新型コロナが追い風になったんですね。ただ、新型コロナの場合は学校に1人1台じゃなくて家でオンライン授業がやれる、ここまではないと意味がないという話になるわけですね。だから、今は取りあえず学校で1人1台でやるんだけど、その次の段階まで想定してやれるように今からやっていく。そのときに大事なのは、1割の家庭が通信環境がないということなので、そこの支援の予算も実は今度の第2次補正についているんですね。だから、第1次補正でGIGAスクールもすごくいっぱいについているので、それから、さっき言ったようにこういったものの裏負担も使えるというふうなことなので、この辺の情報が分かってくると、今半分ぐらいと聞いていますけど、ほかの自治体も結構来るんじゃないかと思えます。それでも予算的には大丈夫な予算というふうには聞いておりますので、大規模改修のことはもう忘れましようやという話で、かつての話ですから、ということでもよろしくお願ひします。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ここで3時15分まで休憩いたします。

～午後3時4分 休憩～

～午後3時15分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

事項別明細書の34ページをお開きください。

10款3項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款4項1目、3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10款5項1目、2目。栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ここは所管の範囲なんですけれども、どうしてもこの場所でちょっとお聞きしたいなと思
いまして、スポーツ振興費の中の15節、工事請負費の総合公園多目的運動場観覧席整備工事、
私、観覧席を設けることに反対しているわけじゃないんですけれども、その考え方をぜひと
も聞いておきたいなと思います。これは図面的に追加資料の23ページでいただいて、場所は
大体分かったわけなんですけれども、西側の斜面を下りる部分の階段と階段の合い中ぐらいで38
メートル、それもこの絵でいきますとコンクリートか何か4段張って屋根をつけるという観
覧席なんですけれども、なぜこの位置に設けるのかなというのが1つあります。どういった人を
ターゲットに、ここに設けるということがありましたら教えてください。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

こちらにつきましては、利用者様からの御意見もいただいておりますし、場所的には、今
既にこちらで少年スポーツの子どもたちがここに荷物を置いて、このところを観客席的な
利用をされているということがまず1つございます。それから、町民体育大会等、そういう
場合のときも階段や、こちらに椅子などを持ち込まれてお座りいただいていることもござい
ます。そういうところを、このグラウンドの周りを拝見させていただきますと、この場所が
ベストだろうということで、こちらに決めさせていただきました。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ちょっと私は課長と違うなと思ったのは、例えば、町民体育大会はテントが中のほうに
ありますので、競技している状況は見えない。子どもが遊ぶ場所にはなるのかなというこ

とはありますけれども、あそこに座って体育大会を見るようなことはまずないなど。それと、サッカーの御父兄、要するに少年サッカー、夜送ってきて、あそこで上の座るところがありますけど、そういったところぐらいで大体足りているし、昼間試合があるにしても年間何回あるのかなど。サッカーの試合は見たことがないんですけれども、区対抗のソフトボールで真ん中のコートを使うときがあります。このときは真ん中付近の2面ぐらいを使いますけれども、それよりも私が思うのは、ソフトボール大会とか少年野球大会、これはバックネットの際にいろんな人が物すごく来るんですよ。そうすると、この構造であれば斜面のところということであると、西側の斜面でバックネットのそばというと、西側の北と南の斜面、それから東側ですと、南側のグラウンドの斜面が1か所あります。そういったところに10メートル範囲ぐらいで同じぐらいの距離で観覧席を設けたほうが、基山町に来たら屋根付きの観覧席があるよということで、来られる方はそこに注目するんじゃないかなと思います。

また、この構造がコンクリートでだんだんに下りていきますけど、雨が降った場合、屋根はありますが、流れ込んで、コンクリートは濡れますよね。あと、これは詳細にやったら、長椅子とか何かが必要じゃないかなと思ったりします。そういった詳細まで詰めていない図面かもしれませんが、そういったことをぜひとも考えていただきたいなと思いついて、所管でまたいろんな議論をすると思うんですけど、私の基本的な考え方として、同じ金を使うならばもっと使う場所、ニーズに合った場所をぜひ検討していただきたいなど。ただ、お金はそんなに変わらないと思いますので、そういった延長ぐらいできるはずですから、そこら辺を事前に本会議の場所で言わせていただきました。まちづくり課長、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

ここの御利用につきましては、今、議員言われるように、区対抗スポーツ大会、それから休日の御利用、特にサッカーなんかはよく使っております。また、この場所については落雷等の避難所ということも兼ねて考えておるところでございます。今、議員が言われた周りの幾つかのポイントについても大変有効な場所とは思いますが、それぞれあずまやが近くにあってということもございまして、現在のところ、この場所で進めさせていただきたい

と考えております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ぜひとも再考願いたい部分ですけれども、あと、先ほどの雨の場合もあるんですが、夏場、コンクリートの階段に直座りになると、照り返しで暑いんですよ。全協のときに天本議員がちょっと発言されましたけれども、逆にあそこの斜面であれば、もう一度法面を整備するほうが、その照り返し部分はないけん、涼しく過ごせる可能性があるんです。そういったことも踏まえて、再度調整の場で検討していただけないかなと思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

委員会の場に出られないので、ちょっとお答えします。

私が思っているのは、まずは今回、町外の人たちの利便性を特に考えていると。そして、急な雨になかなかあっち側が逃げられないので、その避難所もないので、逆に言えば、遠くから来られた方は非常にかわいそうなので、だから大人数があそこにばっと寄るというよりも、いろんな少年スポーツの応援に来てある他市町村の方々の親御さんとかをターゲットに雨をちょっと、私自身はそれを強く今感じてこの計画自体はありますので、いただいた意見と、また担当課と話をしたいというふうに思います。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

私、2つございまして、まず、こちらの1目の8節、報償費の件です。参加記念品ということで、ロードレースの記念品を御準備なさるということでしたけれども、これは国からの新型コロナの交付金を使ってやるということだったんですけれども、交付金というのは単年度ではないかというふうに私は理解しているんですが、これは一回記念品を配ってしまったら、ロードレースは毎年開催するわけがございますね。そうすると、これは続けていかなきゃいけないんじゃないのかしらと、ちょっと変な老婆心ながら。ですので、一回渡しておいて、次はないとなると、参加者の方が、去年はあったけどねみたいな。ですので、こ

このところはどういうお考えでこれなのかということ。

それから、次の15節の工事請負費のほうで、今度は町営球場のほうなんですけれども、私も意外とあちらのほうにはなかなか行かずに、やっぱり議員になってから行かせてもらうようになったんですが、かなり劣化が激しゅうございますね。前から地元の皆さんからも御要望があっていると。今回、この交付金を使ってここを改修なさるといことなんですけれども、どうせだったら、次、第2次、第3次もあるというふうなお話も伺っておりますので、もうちょっとほかの劣化したところも全面的に、もっと町民の皆様、それから、出初式に行ってもそう思うんですけれども、なかなかそういうところまで行き届いていないというか。ですので、そういう御検討をなさる御予定はないんでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

まず、1つ目のロードレースの参加記念品でございます。こちらにつきましては、通常、申込みの際に、基山町の場合は参加賞を基山町の特産品ということで選んでいただくような形を取っております。町のそういう産業を応援したいということでロードレースの中で取り組んでいるものですが、カップラーメンや、みそやかりんとう、お菓子やお米を選んでいたいております。

今回はこういう新型コロナの事情によりまして、さらに基山町内の経済の支援をしたいということで、1人250円の予算ではございますが、2,000人分、それとは別に特産品を買わせていただいて、来ていただく方にお渡ししたいということで考えておりますので、今回特別というか、コロナ禍のときに来ていただいてありがとうございますというような意味合いで、1回で考えております。

また、町営球場でございます。ちょっと凶面のほうが、表現がプレハブということであんまりよろしくない表現だったかなと思いますので、まず、こちらのほうを少し説明させていただきたいと思います。

プレハブというと、昔の緑っぽい仮設のプレハブというようなイメージをお持ちかもしれませんが、これについては今、完全に工場生産されるユニットハウスになっております。軽量鉄骨構造で、塗装も厚めに造られておりまして、断熱材も入っておりまして、換気扇、水道、電気を全て完備しております。また、色のほうも選べますので、こちらはソフトボール、

野球協会のほうと相談しながら、色は決めていきたいというふうに考えております。

このように、今回の本部席につきましては、そういうユニットハウスで更新をさせていただきまして、1 塁、3 塁の倉庫につきましてもきちっと購入したもので同じものを、こっちは少しコンパクトになりますが、利用には問題のないものを更新したいというふうに考えております。

また、今後の更新につきましてはですけれども、町営球場は今回の改修と併せまして、確かに老朽化が進んでいるというふうな認識をしております。これまでの答弁の中でも申し上げさせていただいておりましたが、計画の中に入れさせていただいて、計画的にやっていきたいということで、ここの中では、ほかには本部バックネット、それからフェンス、そういうものも傷んでいる。また、照明灯ありますので、これについても検討していきたいと思えます。これを第2次で入れるかどうかというまではまだ詰めておりませんが、今後の課題としては検討していく内容と認識しております。

○議長（品川義則君）

中村議員。

○1 番（中村絵理君）

そうですね、参加賞の件につきましては、今伺いましたので、今回は新型コロナということでお越しいただいた方々にまた追加でということですので、どうぞ皆様がいい宣伝をしていただきたいと思っております。

それから、町営球場の件でございますけれども、やはりそういう、今お答えをいただきましたので、地元の方とか、あとはお使いになる方々の御希望も集約させていただいて、今後、この総合グラウンドと町営球場と、ますますスポーツが発展するように願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（品川義則君）

ほかに。鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私は、井上まちづくり課長がこの補正予算に出されて、愕然としております。50年前に基山町営球場ができて、昔、生涯学習の場はあそこだけだったんです。営々として、地域住民から親しまれてきた町営球場、多目的ができて、また人口も増えまして、その前までは

町民体育大会から全部していた。あれから50年たって、私も一般質問で何回かさせてもらったように、もうしないと、地震で照明灯が壊れてきたときはどうするんだと、ぜひやってくれと。恐らくこれは新型コロナウイルス関係の臨時交付金がなければできなかつたと私は思っています。

担当課長、本当に町営球場を生涯スポーツの場として、これを最良の整備なり、今までなって、利用者の方の意見、野球協会、ソフトボール協会の意見を聞いたのか、ただ予算があるからしましたよと、そういう簡単な気持ちでこの予算が出ているんじゃないかと。あそこは、照明灯が本当に危ないんですよ。そして、観客席もざらざらなるんですよ。本部席、プレハブ、3つ替えます。これで町営球場の整備計画、担当課長は、それは町長の趣旨ですか、これだけでいいと。町長の指示があったから、ここまでしかできなかつた、財政当局はできなかつた。これだけ臨時交付金で1億円もあって、そういう生涯スポーツで町民としてやっていこうという大事な町営球場に対しての認識が、町長をはじめ、課長さんたちは全く多目的だけしておけばよか、町営球場に対して何ら目が行き届いていないというふうに思えてなりません。

町長の指示なら、仕方ないと思いますけど、担当課長としては、この整備計画、第2次、第3次の補正にのって、照明灯も替えんばいかんとですよ。そういうとば第2次か第3次にありましたら考えておきましょうと、そういう担当課長の熱意でどうするんですか。これはやります、照明灯もやります、フェンスもやります、町長からこれまでにしておけと言われたなら、町長に聞きますけど、担当課長どう思いますか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今言われますように、照明、それからフェンス、そういうものが老朽化しているのは重々承知しております。ただ、やはり多目的グラウンドもありますので、町民の皆さんが今後も楽しく使っていただくための整備というのは、これからもしっかりやっていかなきゃいけないと思っております。

倉庫についても、そうですけれども、自分たちがこういう判断をしていく場合には、体育協会のソフトボール協会、野球協会の意見というものは聞きながら進めているところでございます。

順番としましては、やっぱり照明のほうが、まだ各種、ソフトボール協会などがこの10年間で10チームほど減っているというような状況もございますので、スポーツを推進する立場なので、増やしていかなきゃいけないとは思いますが、そういう現状の中で、照明についてはもう少し慎重に検討しなきゃいけないなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

全くあれですね、慎重に、まちづくり課長がやろうとせんなら、町長を説得できますか。まちづくり課長が、こんなに照明が、もうあと何年先でもよかと、それじゃでけんと思います。やはり担当課長として回ってみて、町長、これが危ないですと。やっぱりこれじゃ利用者のためにならないですよ。そういうのを町長に助言して、財政当局にして予算を獲得するのが担当課長の責務じゃないですか。それを担当課長が、いや、もうそれはと言うなら駄目ですよ。最後に、町長に整備計画について第2次、第3次について、危険な照明灯なり本部席なり、考えがあるのかないのかをお尋ねします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず今回は、これもやっぱり外から来る人を中心に考えた整備になっております。それは新型コロナだからです。（発言する者あり）いや、だから、新型コロナだからですと。だから、新型コロナ対策で使うときには、そういう要求の仕方になります。そして、照明灯とか使う場合は、多分新型コロナは全く関係ないですね。そういう意味では、別の予算でやっていかなければならないと思います。それは、今の使用状況も含めて、本当に基山町の今のチーム数で2か所に照明が必要なかどうかも含めてきちんと議論していかなきゃいけないというふうに思います。

場合によっては、あそこは昼間でこちらが夜みたいな形もあるかもしれませんが、そこはきちんと今の実績を見ないといけないですね。（発言する者あり）いえいえ。だから、そこはきちんとさせていただきたいというふうに思います。ただ、今回の場合は、先ほども言いましたように、外部のチームが来たときにイメージがあまりにも悪過ぎるので、特にバックネット裏に私も何回か入りましたけれども、非常に悲しい感じになっていましたので、そこ

のあたりをまず優先的にやるというふうな形にしているところでございます。

ただ、これ自体も新型コロナの対策で認められるかどうかはまだ分からないので、国のほうで切られるかもしれません。ただ、切られても、これはやりたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

13款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第29号に対する質疑を終結いたします。

日程第23 議案第30号

○議長（品川義則君）

日程第23. 議案第30号 令和2年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の57ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

58ページ、歳入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

59ページ、歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

7款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

歳出に入ります。

1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

2款2項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第30号に対する質疑を終結いたします。

日程第24 議案第31号

○議長（品川義則君）

日程第24. 議案第31号 令和2年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の60ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

次に、補正予算書に関する説明書に入ります。

1ページをお開きください。実施計画兼事項別明細書、収益的収入及び支出の収入の部
です。2ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出の部、3ページ、4ページ、5ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

資本的収入及び支出の収入の部、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

支出、7ページ、8ページ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

9ページ、予定キャッシュ・フロー計算書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

10ページ、予定損益計算書、11ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

予定貸借対照表、12ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、議案第31号に対する質疑を終結いたします。

日程第25 報告第2号

○議長（品川義則君）

日程第25. 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

資料の80ページ、81ページに繰越明許費の事業進捗状況が出されています。令和元年度の繰越しですので、時間的には、6月ですから、あと8か月間ないぐらいの状況です。金額的に大変大きな事業等も含まれておりますけれども、これは年度内に全て終わりますか。今、新型コロナの関係、いろんな部分含めて、なかなか工事が進められないという状況の中で、この繰越しが、私は大変危惧するところでありましてけれども、担当に言ってもらえる必要はありませんけれども、財政課長どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

今、議員が御心配いただいているようなところは、もちろん心配すべきところだと思いますけれども、今回、繰越明許で前年から来ている部分に関しては年度末までの完了を目指して、計画的に発注業務等を考えていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにございませんか。重松議員。

○9番（重松一徳君）

これは法律に基づいてなっていますから、例えば終わらなければ、終わらなかったという形で、これは国のほうに報告をしなければならなくなっていますね。私たち議員で、兵庫県の知事だったか、勉強会でこういうふうな繰越しが終わらないのを終わったというふうな報告をして、後で大変国から罰則といたしまししょうか、あれがあったというふうのも、いつかの勉強会で聞いたことがあるんですけども、もし終わらなかった場合、国に対して改めて申請の仕方があるのかなというふうに思いますけれども、この辺は分かりますか、もし終わらなかったときの扱いですね、どうしても理由により。

○議長（品川義則君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

この新型コロナの関係で、例えば、事業所側の関係でどうしても完了できない場合、事故繰越という形が取れるのかどうかというのは、本来なら明許費は繰り越せないんですけども、新型コロナの感染症でこれまで考えられなかったような状況も出てきていますので、もしそういう事態になるのであるならば、早めに国のほうに事故繰越の相談をしていくものと考えております。

○議長（品川義則君）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第2号に対する質疑を終結いたします。

日程第26 報告第3号

○議長（品川義則君）

日程第26. 報告第3号 基山町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第3号に対する質疑を終結します。

日程第27 報告第4号

○議長（品川義則君）

日程第27. 報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

ないようですので、報告第4号に対する質疑を終結します。

以上で質疑の全てを終結します。

日程第28 委員会付託

○議長（品川義則君）

日程第28. 委員会付託を議題とします。

ただいまより議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（品川義則君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（品川義則君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会とします。

～午後 3 時44分 散会～